

事業評価書目次（令和3年度）

[建築局]

款項目	評価書番号	事業名
10-1-1	1	建築諸費
10-1-1	2	企画調査費
10-1-1	3	ブロック塀等改善事業
10-1-1	4	木造住宅耐震事業
10-1-1	5	マンション耐震事業
10-1-1	6	特定建築物耐震事業
10-1-1	7	急傾斜地崩壊対策事業
10-1-1	8	崖地防災対策事業
10-1-1	9	大規模盛土造成地 滑動崩落防止事業
10-1-1	10	違反是正指導事業
10-1-1	11	建築指導行政運営費
10-1-1	12	狭あい道路拡幅整備事業
10-1-1	13	既存建築物安全推進事業
10-1-1	14	CASBEE横浜・長期優良住宅等普及促進事業
10-1-1	15	みなとみらい公共駐車場の債務解消
10-1-1	16	建築物省エネルギー化推進事業
10-1-1	17	建設関連産業活性化支援事業

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 建築諸費		所管区局・課	建築局総務課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 1	
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/>	具体的 名称			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	建築局内の効率的・効果的な業務の遂行を目指す。					
	具体的な 事業内容	書類保管等の為の倉庫借り上げ等、建築局全体の事務経費					
本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。				<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input checked="" type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標					
		実績					
		目標					
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		37,851千円	41,477千円	33,096千円	32,947千円
		支出済額		42,116千円	19,713千円	21,405千円	12,632千円
		繰越額					
差▲引		△ 4,265千円	21,764千円	11,691千円	20,315千円		
執行率(%)		111%	48%	65%	38%		
人 件 費		一般職職員		0.1人	0.1人	0.1人	0.1人
		再任用職員					
	概算人件費		879千円	879千円	882千円	882千円	
総事業費		42,995千円	20,592千円	22,287千円	13,514千円		
増▲減		—	▲ 22,404千円	1,696千円	▲ 8,773千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性						
	事業目的に 対する 有効性						
	本事業の 効率性・ 類似性	少ない費用でより効率性の高い事務執行ができるよう努めている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き、事業の必要性を考慮し経費の節減に努めながら、取り組んでいく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	鈴木 陽子	田中 薫	藤川 穂香

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		10 款 1 項 1 目 企画調査費		所管区局・課	建築局企画課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 1 - 1 2	
						政策番号	21	
						主な施策(事業)番号	4	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	横浜市土地利用総合調整会議要綱、横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱			
		その他	■					
	中期計画	政策	コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり					
		施策(事業)	戦略的な土地利用の誘導・推進					
事業の目的	建築行政全般における新規施策の立案及び既存施策改善のための総合調整や、土地利用の規制・誘導施策の実施、検証・再構築等を行う。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用総合調整会議等を活用し、開発事業者等に開発構想の初期段階から地域の課題等に配慮した計画とするよう調整を実施。 ・戦略的な土地利用誘導に向けた都市計画の検討や横浜市建築基準条例の基準見直しに向けた基礎調査を実施。 ・民間建築物への木材の利用の促進に向け、先導的事例等の調査・分析、木材利用の評価指標等の検討、誘導促進策の検討等を実施。 ・局横断的な重要課題に関する総合調整を実施。 							
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
	-		-	-	-			
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
	土地利用誘導の推進、土地利用調整件数		23件/年	31件 85件(3か・年)	80件(4か年)			
備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	現計予算額		15,714千円	5,218千円	9,164千円			
	支出済額		8,449千円	4,473千円	8,444千円			
	繰越額		0千円	0千円	0千円			
	差▲引		7,265千円	745千円	720千円			
	執行率(%)		54%	86%	92%			
	人件費	一般職職員	7.0人	7.0人	6.0人			
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人			
		概算人件費	61,495千円	61,761千円	52,938千円			
	総事業費		69,944千円	66,234千円	61,382千円			
増▲減		-	▲ 3,710千円	▲ 4,852千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	・脱炭素社会の実現に向けた建築物の木材利用促進や激甚化・頻発化する風水害への対策といった社会情勢の変化や様々な市民ニーズに対し、局内横断的な業務の調整、既存事業の見直し、新規施策の立案検討等を早急に展開し、制度設計・制度化手続き等を行う必要がある。						
	事業目的に対する有効性	・土地利用誘導については、土地利用総合調整会議等(届出制度)を活用した取組により、共同住宅に保育所が設置されるなどの成果があった。また、届出を待つだけでなく、関係区局と連携して、新たな土地利用転換に関する情報収集や、適切な土地利用誘導の検討等を行うことで、効率的かつ効果的に事業者等との調整を行っている。 ・都市計画、建築許可制度の見直しや建築物の木材利用促進等を局横断的に検討、調整を行うことで重要課題の解決を図ることができる。						
	本事業の効率性・類似性	土地利用誘導について、各区局個別の対応ではなく、当課を土地利用に関する総合調整の窓口として、効率的に事業者との調整を行っている。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	現在、土地利用誘導を行うにあたり、市民等外部意見を直接反映させる仕組みはないが、地域の状況等については、関係区局が日ごろから把握している情報なども含めて意見を集約し、事業者に伝える仕組みとしている。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・想定事業量を上回る件数の土地利用調整を行い、共同住宅に保育所が設置されるなどの成果が得られた。 ・将来を見据えた戦略的な土地利用誘導を推進するため、脱炭素社会の実現や風水害対策、その他発生する課題に対し、事業者との協議による調整に加え、都市計画や建築許可制度等の見直し、啓発活動等による誘導も検討していく。 						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな土地利用転換について関係区局と連携して情報収集等することで、土地所有者等と協議する機会を増やした。 ・将来を見据えた戦略的な土地利用誘導を行うためには、事前届出制度を活用した誘導を行うとともに、さらに、この先土地利用転換が予想される土地について、あらかじめ周辺地域で想定される課題の把握や解決策を検討し、積極的に土地所有者等へ働きかけを行う必要がある。 ・また、様々な事業に対し、効率的な事業の推進や市の施策を反映させるため、都市計画や建築許可制度等を必要に応じて見直し、活用しながら総合調整を行う必要がある。 							
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	加藤 暢一	係長	太田 武夫	係	藤代 涼介		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 ブロック塀等改善事業	所管区局・課	建築局建築防災課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 3		
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 ■	具体的 名称	横浜市ブロック塀等改善事業補助金交付要綱		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成30年6月の大阪府北部地震でブロック塀等の倒壊により人命に関わる被害が発生したことを受け、地震発生時における歩行者への被害を防止することを目的として、市内全域で個人が所有するコンクリートブロック塀等の改善工事費の一部を補助する制度を平成30年10月から開始した。					
	具体的な 事業内容	<p>・所有者等からの相談により、補助対象となる危険なブロック塀等に該当するかどうか、委託による調査を実施する。</p> <p>・調査の結果、補助対象となる危険なブロック塀等に該当するとされたものについて、所有者等からの申請により改善工事費の一部の補助を実施する。</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		補助件数 (件)	目標		300	700	750
			実績		199	123	144
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額			100,000千円	161,400千円	52,583千円
		支出済額			30,872千円	29,268千円	35,862千円
		繰越額			0千円	300千円	0千円
		差▲引			69,128千円	131,832千円	16,721千円
		執行率(%)			31%	18%	68%
		人 件 費	一般職職員			6.0人	6.0人
再任用職員				0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費				52,710千円	52,938千円	52,938千円	
総事業費			83,582千円	82,506千円	88,800千円		
増▲減		—	83,582千円	▲ 1,076千円	6,294千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	市内には多くのブロック塀等が存在し地震時に倒壊する可能性が高いものも多い。市民の安全に関わる重要な課題である。したがって、市内の危険なブロック塀等の改善を一層促進していくことは本市が実施する必要がある。また、他市でも同様の事業を実施している。なお、国は市の行う当該事業に補助金を支出する役割を担っている。					
	事業目的に 対する 有効性	本事業は平成30年6月の大阪府北部地震における被害を受けて緊急的に創設した制度であるが、これまでの実績として一定の成果はあったと考えている。しかし、補助制度の利用はブロック塀等の所有者または管理者からの申請次第のため、予算件数に比べて実績が低いことが課題となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	令和2年度に都市整備局で実施していた類似事業(身近なまちの防災施設整備事業・危険ブロック塀等改善)を本事業に統合した。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 これまで市民等外部意見を反映させる仕組みがなかったが、令和2年度の取組として、補助要件適合調査を受けたものの補助金の交付申請をしなかった市民を対象に、アンケートにより意見を聴取した。意見の反映の検討は今後行う。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	本事業は令和3年度までの時限的事業となっている。今後、令和2年度に実施したアンケートの結果、制度の利用状況、通学路沿いのブロック塀等の改善状況など、総合的に事業の継続や制度の見直し等の検討を行う。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			川手 光太	岩崎 雄二郎	信太 優輝		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 木造住宅耐震事業	所管区局・課	建築局建築防災課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 4		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	建築物の耐震改修の促進に関する法律、横浜市耐震改修促進計画等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	平成7年1月に発生した兵庫県南部地震において、死者の8割強の死因が建物等倒壊による圧死であったことを教訓に、建築物の耐震性の向上を推進するため、市民の耐震診断・耐震改修の取組を支援し、地震に強いまちづくりを推進する。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 旧耐震基準(昭和56年5月末以前に建築確認を得て着工)の木造住宅に耐震診断士を派遣し、原則、無料で耐震診断を実施するとともに、耐震改修もしくは除却費用を補助した。また、事業の対象となり得る木造住宅全戸への戸別訪問(平成29年度実施)の際の不在宅に対しダイレクトメールを送付し、更なる耐震化の促進に繋げた。 建物倒壊から市民の生命を保護するため、旧耐震基準の木造住宅に設置する防災ベッド等及び耐震シェルターの費用を補助した。 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <p><input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		本市補助を受けて耐震診断を実施した民間建築物数(木造住宅)	目標	診断450戸	診断600戸	診断400戸	診断400戸
			実績	診断560戸	診断248戸	診断176戸	診断222戸
		本市補助を受けて耐震対策を完了した民間建築物数(木造住宅)	目標	改修147戸	改修145戸	改修60戸、除却70戸	改修40戸、除却128戸
	実績		改修66戸	改修75戸	改修25戸、除却6戸	改修22戸、除却54戸	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・執行額、事業費の推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		233,318千円	202,817千円	87,709千円	77,861千円
		繰越額		182,492千円	111,822千円	49,838千円	60,506千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		50,826千円	90,995千円	37,871千円	17,355千円		
執行率(%)		78%	55%	57%	78%		
人件費		一般職職員		3.8人	3.8人	3.8人	3.8人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		32,966千円	32,944千円	33,086千円	33,086千円	
総事業費		215,458千円	144,766千円	82,925千円	93,592千円		
増▲減		—	▲ 70,693千円	▲ 61,841千円	10,667千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	地震発生時における建物倒壊から市民の生命を保護するため、旧耐震基準の木造住宅の耐震化促進を図ることは喫緊の課題であり、本市は補助事業を中心として建物所有者に対する積極的な支援を行っていく必要がある。					
	事業目的に対する有効性	東日本大震災などの大地震発生から、時間経過とともに市民の耐震化の意識が薄れつつあることから、引き続きの補助事業の周知啓発を行う必要がある。木造住宅については、診断実施者に対するアンケート調査で把握した市民ニーズを捉えた支援策として、除却工事に対する補助により建替えに繋げるなど、耐震化の更なる促進を図る必要がある。					
	本事業の効率性・類似性	木造住宅については、事業の対象となり得る木造住宅全戸への戸別訪問(平成29年度実施)の際の不在者宅に対し、事業周知のためのダイレクトメールやアンケートの送付・集計作業を民間事業者への委託により効率的に実施した。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 木造住宅耐震診断士及び登録事業者からの意見を事業執行の参考としている。また、耐震改修促進計画の次期改定に向けて、本市の耐震診断を実施した所有者を対象にアンケート調査を行い市民ニーズの把握を行った。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	市内には約10万戸(推計)の耐震性がない木造住宅があり、これらについて耐震化を図るため、継続してその必要性や市の補助制度等を周知していくことが必要である。令和3年度においては、ダイレクトメールによる補助制度の案内等を実施する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	川手 光太	大野 紘平	小池 新

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 マンション耐震事業	所管区局・課	建築局建築防災課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 5		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	建築物の耐震改修の促進に関する法律、横浜市耐震改修促進計画等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	平成7年1月に発生した兵庫県南部地震において、死者の8割強の死因が建物等倒壊による圧死であったことを教訓に、建築物の耐震性の向上を推進するため、市民の耐震診断・耐震改修の取組を支援し、地震に強いまちづくりを推進する。					
	具体的な事業内容	<p>・耐震診断を義務付けたマンション及びその他のマンションについて、耐震診断・設計・改修の費用を補助した。特に耐震診断を義務付けたマンションを中心に、29年6月から「耐震トータルサポート事業」を開始し、耐震化に向けた支援を行った。</p> <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ</p>					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		本市補助を受けて耐震診断を実施した民間建築物数(マンション)	目標	診断19棟	診断12棟	診断8棟	診断11棟
			実績	診断31棟	診断6棟	診断8棟	診断8棟
		本市補助を受けて耐震対策を完了した民間建築物数(マンション)	目標	改修10棟	改修17棟	改修16棟	改修15棟
			実績	改修5棟(うち段階2棟)	改修11棟(うち段階5棟)	改修9棟(うち段階0棟)	改修9棟(うち段階3棟)
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・執行額、事業費の推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		340,566千円	341,437千円	238,033千円	237,159千円
		繰越額		318,864千円	285,873千円	206,089千円	233,249千円
		繰越額		33,264千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		△ 11,562千円	55,564千円	31,944千円	3,910千円
		執行率(%)		103%	84%	87%	98%
		人件費	一般職職員	3.8人	3.8人	3.8人	3.8人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	33,406千円		33,383千円	33,527千円	33,527千円		
総事業費		385,534千円	319,256千円	239,616千円	266,776千円		
増▲減		—	▲ 66,278千円	▲ 79,640千円	27,160千円		
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	地震発生時における建物倒壊から市民の生命を保護するため、旧耐震基準のマンションの耐震化促進を図ることは喫緊の課題であり、本市は補助事業を中心として建物所有者に対する積極的な支援を行っていく必要がある。特に、耐震診断を義務付けた重要な道路に面するマンションについては、地震発生時に主要な幹線道路の閉塞を防ぎ、円滑な応急・救急活動を行うため、一層の耐震化促進を図らなければならない。平成30年度末時点で耐震診断を義務付けたマンションの診断が概ね完了し、今後は耐震化に向けて設計・工事の実施を促す支援に重点をおいて推進していく。					
	事業目的に対する有効性	東日本大震災などの大地震発生から、時間経過とともに市民の耐震化の意識が薄れつつあることから、引き続きの補助事業の周知啓発を行う必要がある。マンションについては、耐震診断結果の公表を行ったものを中心に、耐震改修の設計、工事に着実に進捗しており、今後も引き続き補助事業や「耐震トータルサポート事業」を中心とした支援を行っていくことが重要である。					
	本事業の効率性・類似性	マンションについては、耐震診断を義務付けた建物の管理組合等に対し、設計から工事まで一貫して課題解決を支援する「耐震改修トータルサポート事業」の業務を外部の専門家への委託により実施することで、効率的かつ効果的に耐震化への働きかけが実施できている。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 耐震診断を義務付けたマンションの管理組合等に対して、制度周知を行い、診断もしくは設計から工事まで一貫して課題解決を支援する「耐震トータルサポート事業」の活用を繋げた。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	マンションに対しては、平成29年6月から実施している「耐震トータルサポート事業」により、建築士や弁護士等の専門家と連携し、様々な課題を抱える管理組合等に対してきめ細やかなサポートを行い、耐震化を着実に進めていく。また、本診断未実施のものについては、耐震診断の実施に向けた啓発を行い、耐震改修に着手しているものについては、改修が確実に完了するよう、管理組合等に寄り添った支援として個別訪問や補助制度の案内等を実施する。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	川手 光太	大野 紘平	小池 新

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 特定建築物耐震事業	所管区局・課	建築局建築防災課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 6			
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	建築物の耐震改修の促進に関する法律、 横浜市耐震改修促進計画等				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	過去の大震災では、建物倒壊による死者の発生や道路の通行障害が発生した。それらの被害を軽減するため、多数の者が利用する建築物や災害時の重要道路沿いの建築物に対し、耐震診断・改修設計・改修工事・除却による耐震化の取組を支援し、地震に強いまちづくりを推進する。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 耐震診断を義務付けた多数の者が利用する建築物や災害時に特に重要な道路の沿道建築物の耐震診断が概ね完了し、耐震診断の結果を公表している。 耐震性が不足している建築物の所有者に対して、「耐震トータルサポート事業」により、耐震化に向けた支援を行った。 特定建築物の耐震診断・改修設計・改修工事・除却に係る費用を補助した。 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <p><input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ</p>						
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
	達成指標	本市補助を受けて耐震診断を実施した民間建築物数	目標	57	3	8	7	
			実績	46	8	5	3	
		本市補助を受けて耐震対策を完了した民間建築物数	目標	16	25	27	17	
			実績	9	17	12	10	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		支出済額		206,449千円	272,599千円	208,120千円	127,756千円	
		繰越額						
		差▲引		4,980千円	19,052千円	7,934千円	6,373千円	
		執行率(%)		98%	93%	96%	95%	
		人 件 費	一般職職員		7.5人	5.0人	5.0人	5.0人
			再任用職員					
			概算人件費		65,933千円	43,925千円	44,115千円	44,115千円
		総事業費		267,402千円	297,472千円	244,301千円	165,498千円	
増▲減		—	30,071千円	▲ 53,171千円	▲ 78,803千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	大規模地震発生に伴う建物倒壊による人命への被害や道路閉塞による災害時活動への影響を考慮し、多数の者が利用する一定規模以上の旧耐震建築物及び災害時の重要道路沿いの一定高さ以上の旧耐震建築物の耐震化が必要である。耐震診断が義務付けられた大規模建築物及び沿道建築物の耐震診断は概ね完了し、今後は耐震化に向けて設計・工事の実施を推進していく。						
	事業目的に 対する 有効性	新型コロナウイルス感染拡大、東京オリンピック・パラリンピック延期等の影響で、全体的に目標件数を下回った。しかし、耐震診断が義務付けられた建築物の耐震診断が概ね完了したことにより、耐震化にかかる改修設計、改修工事や除却工事に対する建物所有者の意向は増加傾向にある。耐震化に要する費用に補助金を交付し、建物所有者の耐震化への取組をしっかりと後押しすることで、着実に耐震化が進んでおり、地震に強いまちづくりの推進策として本事業は有効である。						
	本事業の 効率性・ 類似性	耐震診断及び改修設計時に外部機関の評価取得を導入することで、審査の効率化と迅速化を図っている。耐震診断を義務付けた沿道建築物の建物所有者などに対し、設計から工事まで一貫して課題解決を支援する「耐震トータルサポート事業」の業務を外部の専門家への委託により実施することで、効率的かつ効果的に耐震化への働きかけが実施できている。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 「耐震トータルサポート事業」の制度設計を行うにあたり、建築士、弁護士、ファイナンシャルプランナー等の専門家と意見交換を行い、建物所有者に提示する耐震化案やキャッシュフローの作成手順に反映させた。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	耐震診断を概ね完了したことにより改修設計や改修工事、除却などの耐震化を検討する所有者が増加している。災害時に特に重要な沿道建築物の倒壊リスクが解消されている区間の確保に向け、所有者への個別訪問を実施するなどにより、補助制度や「耐震トータルサポート事業」の更なる活用を図り、耐震化を促進する。併せて耐震改修促進計画の次期改定に伴い、特定建築物の所有者に対するアンケートで把握した耐震化状況や課題を分析の上、更なる耐震化の促進に向けた取組を検討していく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	川手 光太	葛西 晴喜	飯島 侑希子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 急傾斜地崩壊対策事業	所管区局・課	建築局建築防災課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 7		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	昭和42年の西日本集中豪雨により発生した甚大な被害を鑑み、崖崩れの被害から国民の生命を保護するため、昭和44年に急傾斜地法が施行された。この法律に基づき神奈川県が急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊防止工事を実施する。					
	具体的な 事業内容	神奈川県が行う急傾斜地崩壊危険区域の指定に協力し、崩壊防止工事における工事費の一部を市が負担。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		急傾斜地崩壊対策 事業実施件数(件)	目標	49	48	63	63
			実績	50	54	65	49
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		409,680千円	115,180千円	160,480千円	374,940千円
		支出済額		196,838千円	140,711千円	136,977千円	182,872千円
		繰越額		199,000千円	0千円	0千円	154,000千円
		差▲引		13,842千円	△ 25,531千円	23,503千円	38,068千円
		執行率(%)		97%	122%	85%	90%
		人 件 費	一般職職員		1.5人	2.0人	3.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			13,187千円	17,570千円	26,469千円	30,881千円	
総事業費		409,025千円	158,281千円	163,446千円	367,753千円		
増▲減		—	▲ 250,744千円	5,165千円	204,307千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	事業を行う神奈川県や事業を要望する市民との調整を行い、事業を円滑に進捗させることにより、急傾斜地崩壊危険区域の指定・崩壊防止工事による崖地の改善を促進し、市民の生命の保護に繋げる。					
	事業目的に 対する 有効性	毎年60件程度の崩壊防止事業が実施され、市内の急傾斜地の改善が進んでいる。					
	本事業の 効率性・ 類似性	急傾斜地崩壊危険区域の指定済箇所に対して、崩壊防止工事による崖地の整備が順次実施されている。工事をさらに促進するため、県との協力体制の充実化による業務の効率化を図っていく必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	近年の気象状況の変化により局地的豪雨や大型台風の発生数が増加しており、それに伴い崖崩れの発生件数も増加傾向にある。崖崩れ災害から市民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業を推進し、崖地の改善に繋げていく必要がある。また近年、横浜市内18区において、神奈川県が行っている土砂災害特別警戒区域の指定が順次進んでおり、崖地の危険性に対する認識が高まっているため、積極的な事業の推進を行う必要がある。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			成田 充	服部 芳一	平野 里菜		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		10 款 1 項 1 目		所管区局・課	建築局建築防災課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 1 - 1 8	
		崖地防災対策事業				政策番号	34	
						主な施策(事業)番号	5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	横浜市崖地防災対策工事助成金交付要綱 横浜市崖地減災対策工事助成金交付要綱			
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
	事業の目的	中期計画	政策	災害に強い都市づくり(地震・風水害等対策)				
		施策(事業)		がけ地の防災対策				
事業の目的	崖崩れ災害の予防・発災時の応急対応・復旧対策など、本市独自の総合的な崖地対策を推進するため。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 崖地の所有者が、擁壁の築造替えなどによる崖地の改善や既存擁壁の補強などを行う場合に、その工事費の一部を助成する。 専門家による崖地の現地調査結果を踏まえ、崖地所有者等に対して、助成制度の紹介を行うなど、崖地の改善に向けた働きかけを実施する。 大雨などによる崖崩れ発生時の二次災害防止対策として、建設業協会などとの協定に基づく緊急的な応急措置を実施する。 							
中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
	-		-	-	-			
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
	がけ地防災・減災対策工事助成金交付件数		25件/年	33件 79件(3か年)	120件(4か年)			
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。						
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	現計予算額		104,106千円	106,106千円	128,925千円			
	支出済額		50,111千円	80,646千円	82,212千円			
	繰越額		0千円	0千円	0千円			
	差▲引		53,995千円	25,460千円	46,713千円			
	執行率(%)		48%	76%	64%			
	人件費	一般職職員	4.0人	4.0人	4.5人			
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人			
		概算人件費	35,140千円	35,292千円	39,704千円			
	総事業費		85,251千円	115,938千円	121,916千円			
増▲減		—	30,687千円	5,978千円				
事業評価の 視点による 点検・検証・ 評価	本市が行う 必要性	近年の気象状況の変化に伴い多くの崖崩れが発生している。本市では崖地を含む斜面地に多くの市民が居住しているため、崖地の防災対策の推進は重要な課題である。崖崩れ災害から市民の生命を守るため、助成制度や災害時の応急措置の取組を積極的に実施していく必要がある。						
	事業目的に 対する有効 性	専門家に委託した現地調査の結果を踏まえ、対策が必要な崖地所有者等に対して、助成制度の紹介を行うなど、改善に向けた働きかけを実施し、助成金の申請につなげることで、崖地の防災対策を推進した。						
	本事業の 効率性・ 類似性	市内には、土砂災害警戒区域に含まれる高さ5m以上の崖地が約9,800箇所あり、高さ5m未満の箇所も含めると相当数の崖地が存在している。県の急傾斜地崩壊対策事業に該当しない、5m以下の崖地について、助成制度を活用した改善を推進するとともに、より市民が利用しやすい制度となるよう、制度拡充などを含めて検討していく必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	学識経験者や弁護士で構成される「横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会」において、意見をいただき、より効果的かつ効率的に事業を推進している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	防災・減災の視点に立った助成制度、災害時の応急措置の制度を運用中である。 助成制度を活用し、崖地の改善は進んでいるが、市内には対策が必要な崖地はまだ多くあるのが実態である。 引き続き、崖地改善をさらに推進できるよう、制度拡充や崖地所有者への技術的なサポートなど検討していく必要がある。						
中期4か年計 画の目標・方 向性を踏ま えた具体的 な成果や課 題	平成29年度に市内の土砂災害警戒区域にある約9,800箇所の崖地の調査が完了している。この調査に基づき作成した崖地カルテを効果的に活用して対策の推進に結び付けていくことが求められている。そのため、崖地の所有者に対して、助成金制度の紹介などを行うことで、改善の実施に向けた働きかけを進めていく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係			
			成田 充	服部 芳一	平野 里菜			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業	所管区局・課	建築局建築防災課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 9			
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	宅地造成等規制法 大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	兵庫県南部地震や新潟県中越地震等の際に、大規模盛土造成地の崩壊により住宅が流出するなどの被害が出たことから、平成18年に宅地造成等規制法が改正された。それに伴い、大地震が発生した場合に大きな被害が生ずるおそれのある大規模盛土の被害を軽減するため、変動予測調査を行い、住民への情報提供等を図るとともに、滑動崩落防止工事の実施により耐震性を向上させることを目的とした「宅地耐震化推進事業」が創設され、本市においても平成18年度より事業を実施している。						
	具体的な 事業内容	宅地造成状況調査を踏まえて策定する第二次スクリーニング計画に基づき、対象となった大規模盛土造成地について地盤調査及び安定計算(第二次スクリーニング)を行い、滑動崩落のおそれのある範囲を抽出する。その結果をもとに、防災情報としての活用及び被害軽減のための対応策の検討を行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		事業説明会の実施	目標	実施	4	0	2	
			実績	未実施	4	0	2	
		第二次スクリーニング実施箇所数	目標	0	2	4	6	
			実績	0	2	4	6	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		支出済額		3,000千円	40,000千円	60,000千円	65,392千円	
		繰越額		981千円	16,951千円	51,962千円	57,779千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		2,019千円	23,049千円	8,038千円	7,613千円	
		執行率(%)		33%	42%	87%	88%	
		人 件 費	一般職職員		2.0人	3.0人	3.0人	4.0人
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費			17,582千円	26,355千円	26,469千円	35,292千円		
総事業費		18,563千円	43,306千円	78,431千円	93,071千円			
増▲減		—	24,743千円	35,125千円	14,640千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	国の「総合的な宅地防災対策の推進について(通知)平成18年10月20日:国都計第70号」により、所管行政庁は、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」に基づき、事業を実施していくこととされている。また、ガイドラインにおいては、第二次スクリーニングを含む変動予測調査は、地方公共団体が主体となって行うこととされている。なお、実施手法等については、国と調整しながら進めている。						
	事業目的に 対する 有効性	達成指標としては、第二次スクリーニングの円滑な実施のための「地元説明会の実施」及び、「第二次スクリーニングの実施箇所数」を掲げている。令和2年度は、「第二次スクリーニングの実施箇所」について当初の予定通り目標の2箇所で着手することができた。						
	本事業の 効率性・ 類似性	事業を進めるうえで必要な検討事項については、適切に外部委託を行い、業務の効率化を図っている。 また、本事業においては、対象造成地内の公共施設(道路、公園、水道、下水等)を所管する関係局と調整を行う必要があるが、第二次スクリーニングは、宅地を所管する建築局が主体で実施するため、効率的な執行体制をとっている。 なお、本事業の類似事業はない。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 調査着手前に地元説明会を行い、地元住民等の意見聴取をしている。また学識経験者及び弁護士を委員とした「横浜市造成宅地等災害防止対策検討委員会」を平成26年度に設置し、本市の宅地耐震化推進事業全般について審議を受けている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	他都市から収集した事例を基に効率的な事業推進手法を検討するとともに、地元説明会で土地所有者等に対して丁寧な説明を行い、理解と協力を得ながら、第二次スクリーニングの円滑な実施に向けた調整を進めていく。 また、今後は調査結果に基づく対応策(防災情報としての活用や被害軽減のための予防対策)の検討を進めることとなるが、事業を滞りなく実施するために宅地所有者等の合意形成が重要となることから、土地所有者等への支援体制の構築を行っていく。第二次スクリーニングやその後の対応策検討にあたっては、国や他都市の動向を踏まえながら検討を進めていく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長	係長	係
成田 充	佐々木 哲	尾崎 晴佳

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 違反是正指導業務	所管区局・課	建築局違反对策課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 10		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	建築基準法、都市計画法、宅地造成等規制法、バリアフリー法、風致地区条例 等			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	違反造成、違反建築の存在は、防災や良好な住環境確保の妨げとなるほか、法令を遵守する市民等に対して不平等、不公平感を与えることになる。そこで、違反の未然防止を目的とした「違反をさせない取組み」や、違反の早期発見、早期是正を目的とした「違反を見逃さない取組み」を並行して実施するとともに、違反の是正指導を積極的に推進していく「違反を許さない取組み」が必要である。					
	具体的な 事業内容	違反を「させない」取組みとして、違反を未然に防ぐための広報・啓発活動を進めていく。違反を「見逃さない」取組みとして、各種パトロールの実施など早期発見を進めていく。違反を「許さない」取組みとして、進捗管理を徹底するとともに、危険かつ悪質な違反案件に対しては積極的に命令を発令し、さらに周囲への影響が大きい案件に対しては行政代執行も視野に入れて、市民の安全性を重視した指導を推進していく。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		違反案件の是正件数	目標				
			実績	103	138	130	97
		違反案件に対する命令件数	目標				
	実績		14	1	3	2	
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		46,901千円	199,409千円	199,980千円	89,752千円
		支出済額		30,008千円	81,914千円	99,877千円	25,613千円
		繰越額		0千円	58,958千円	0千円	0千円
		差▲引		16,893千円	58,537千円	100,103千円	64,138千円
		執行率(%)		64%	71%	50%	29%
		人 件 費	一般職職員		16.0人	17.0人	17.0人
再任用職員							
概算人件費			140,656千円	149,345千円	149,991千円	149,991千円	
総事業費		170,664千円	290,217千円	249,868千円	175,605千円		
増▲減		—	119,553千円	▲ 40,349千円	▲ 74,263千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	当課の業務は、法や条例等に基づいて行う違反建築物等に対して行う指導業務であり、悪質な違反案件に対しては、是正命令を発令するとともに、場合によっては行政代執行の実施も要する。これらの取組みは、防災及び良好な住環境の確保の観点から欠かすことのできない業務である。					
	事業目的に 対する 有効性	リーフレットの作成配布などの広報・啓発により、違反をさせない風土づくりに寄与している。また、指導案件の進捗管理の徹底や違反案件に対する命令発令等の行政処分により、危険かつ悪質な違反の是正指導を進めている。平成30年度から令和元年度にかけて違反者による是正が進まない崖地に対して、市民の安全性を確保する為の行政代執行工事を実施した。					
	本事業の 効率性・ 類似性	違反是正指導は未然防止から違反者への行政指導、行政処分まで幅広く行う必要がある。多くの違反案件がある現状に対応するため、専門団体との協定や連携を通じて効率化を図っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き、違反の危険性や周辺環境への影響等を考慮した効果的な是正指導を行っていく。また、ICTを活用した事務の効率化やペーパーレス化の推進など事業内容の見直しを実施していく。					
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長 高橋 伸彰	係長 増淵 大輔	係 五十里 修斗		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 建築指導行政運営費	所管区局・課	建築局情報相談課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 11			
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	建築基準法				
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成11年5月に、18区役所の建築課を4つの方面別事務所(中部、南部、西部、北部)に統合した。平成18年3月に、指定確認検査機関による建築確認件数の増加等の建築行政を取り巻く環境の変化に対応するため、4方面建築事務所を建築・宅地指導センターに統合した。令和2年6月より新市庁舎に移転し、「よこはま建築情報センター」として業務を行っている。平成26年4月の機構改革以降、建築指導部として4課の事務費等の経理執行を行っている。						
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建築指導部4課の事務を行った。 ・住宅用家屋証明や建築確認台帳記載事項証明等の各種証明発行業務を行った。 <p>本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。</p> <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ						
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
	建築確認申請件数	目標	16,000	16,000	16,000	16,000		
		実績	14,873	14,145	13,724	12,329		
	各種証明件数	目標	57,000	57,000	71,000	71,000		
		実績	56,772	59,533	77,317	69,023		
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由							
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
		現計予算額		124,605千円	125,367千円	167,972千円	146,320千円	
		支出済額		115,793千円	122,903千円	141,127千円	125,170千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円	
		差▲引		8,812千円	2,464千円	26,845千円	21,150千円	
		執行率(%)		93%	98%	84%	86%	
		人 件 費	一般職職員		4.5人	4.5人	4.5人	4.5人
			再任用職員		2.0人	2.0人	2.0人	2.0人
概算人件費			49,124千円	49,121千円	49,638千円	49,638千円		
総事業費		164,917千円	172,024千円	190,765千円	174,808千円			
増▲減		—	7,107千円	18,741千円	▲ 15,957千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	建築指導行政を円滑に執行していくための経費であり、事業を終了した場合、現地調査・複写機・電話機の利用、各種委託業務が行えず、本市の建築指導行政が停滞する。						
	事業目的に 対する 有効性	市民の方からの要望に応えるため、平成26年度より地番検索窓口を設置するなど改善を行っており、一定の成果が上がっている。また、職員に対してはコスト意識を持つように徹底し、経費の削減に努めている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	事業の効率化については、再三の経費の節減及び事業の委託化などによりかなり進められているが、さらなる効率化に向けた検討を進める。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 窓口に来庁した市民の方々からの意見等を、窓口交流会等で意見交換し、分かりやすい窓口案内を行えるよう市民満足度の向上に努めている。						
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	年々増加する相談者、物件調査者等の来場者に対して十分な体制・スペースを提供できない場合があるため、職員で意見を出し合い改善の方法を検討している。今後も建築に関する様々な問題に対応していく必要があるが、厳しい財政状況の中でコスト削減に努めつつ、社会ニーズの変化に対応していく。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	石井 保	姫嶋 正貴	和田 勝次

令和3年度事業評価書

令和2年度事業名		10 款 1 項 1 目 狭あい道路拡幅整備事業		所管区局・課	建築局建築防災課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 1 - 1 12	
						政策番号	34	
						主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例			
		その他	<input type="checkbox"/>					
		中期計画	政策	災害に強い都市づくり(地震・風水害等対策)				
		施策(事業)	建築物の耐震対策・安全で良好な市街地形成					
	事業の目的	昭和61年より「横浜市狭あい道路(2項道路)拡幅整備要綱」により、幅員4m未満の道路の拡幅整備に取り組んできたが、十分な効果が得られない状況にあった。そこで、平成7年に「横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例」を制定し、道路ネットワークの構成上重要な「整備促進路線」(令和3年3月時点、市域約505km)の指定と、協議制度の導入や助成制度の拡充を図り、事業を開始した。						
	具体的な 事業内容	条例に基づき、「整備促進路線」に接する敷地での建て替え等の機会を捉えて、セットバック部分に設置されている塀や擁壁等の除却・移設に関する工事や舗装工事への助成を行う。また、地元住民からの発意により交差点間を一体的に拡幅整備する「路線型整備」事業も行う。						
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
	—		—	—	—			
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
	狭あい道路の拡幅整備延長距離		183.4km(累計)	207.3km(累計)	221km(累計)			
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。					
事業実績	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現予算額		985,501千円	1,041,799千円	880,066千円		
		支出済額		843,085千円	898,222千円	925,301千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		142,416千円	143,577千円	△ 45,235千円		
		執行率(%)		86%	86%	105%		
		人件費	一般職職員		9.5人	9.5人	10.5人	
			再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	
			概算人件費		83,458千円	83,819千円	92,642千円	
		総事業費		926,543千円	982,041千円	1,017,943千円		
増▲減		—	55,498千円	35,902千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	「中期4か年計画」や「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」に位置付けられており、身近な住環境における防災性向上のため、狭あい道路の拡幅整備を推進し、安全で良好な市街地の形成に寄与することが求められている。						
	事業目的に 対する有効 性	整備促進路線は、安全性や利便性の観点で重要な路線であり、対象を絞ることで効果的な整備を目指している。 また、平成29年9月に施行された改正条例により、2項道路の整備促進路線沿いで建築行為等を行う際は、事前の協議を義務付けたため、協議の機会を捉えて整備に結びつけていく。 より効果的な拡幅整備を行うため、避難や消防活動の円滑化の観点から、拡幅の必要性が高い路線等における路線型整備への誘導について検討を行う必要がある。						
	本事業の 効率性・ 類似性	都市整備局防災まちづくり推進課の「まちの不燃化推進事業」における狭あい道路整備との類似性があり、この対象地域における事業展開については、両課で連携して地元調整を行い、速やかな拡幅整備を進めていく必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	制度として市民意見を反映する仕組みはないが、路線型整備及び整備促進路線の追加指定を市民の要望等により実施することが可能である。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	拡幅整備の更なる促進に向けて、後退部分の整備工事を請け負う土木事務所等の道路部局との連携が必要である。 また、拡幅の必要性が高い路線において、地域や関係部局と連携した路線型整備の働きかけを行い、事業展開させていく必要がある。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	安全で良好な市街地形成を図るため、狭あい道路の拡幅整備の推進を行う上で、協議の申請促進は必須である。このため、平成29年9月に施行された改正条例により、2項道路の整備促進路線沿いで建築行為等を行う際は、事前の協議を義務付けた。また、窓口での丁寧な案内やパンフレットを活用したPR、関連部署や確認審査機関等への情報提供や協力要請を行うことにより、本事業の制度周知、活用促進を図った。 また、地域と連携した路線型整備を推進することにより、建替え等の時期によらず、路線単位の整備を行うことが可能となる。この整備手法は通常より長い距離を一括で拡幅整備することから、効率的・効果的な事業執行のためより一層の推進が必要である。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				成田 充	大野 智広	市川 美智代		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 既存建築物安全推進事業	所管区局・課	建築局建築指導課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 13		
事業概要	実施根拠	法令等 <input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input checked="" type="checkbox"/> 規則 その他 <input type="checkbox"/>	具体的 名称	建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法施行規則 空家等対策の推進に関する特別措置法、宅地造成等規制法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	定期報告制度は昭和34年に創設され、不特定多数の利用がある特定行政庁が指定する建築物等について、安全性の確保を図るため管理者等が有資格者に定期的に調査・検査をさせ、特定行政庁に報告することを法律で義務付けている。 管理不全な空家等について、地域住民の生命、身体又は財産を保護、生活環境の保護等を目的とし、平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」)が制定され、市町村は空家等に関する必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。 通学路沿いの民間ブロック塀等の改善に向けた取組は、平成30年の大阪府北部を震源とする地震により発生したブロック塀の倒壊を受けて、災害時の歩行者の安全を確保することを目的としている。					
	具体的な 事業内容	建築基準法第12条に基づき、横浜市が指定する建築物等の定期報告書の審査、通知(提出、督促、改善)送付、対象物件調査、要是正物件への指導、定期報告制度の運用検討等を行う。 管理不全な空家等の所有者等による自主改善を促進させるため、令和2年4月に改定した基準に基づいて現地調査を行い、特定空家等に認定し、所有者等に対し指導等を行う。所有者が不明・不存在の空家については、財産管理人制度を活用して改善を図る。 平成30年度に調査した通学路沿いの民間ブロック塀等の改善状況を現場確認し、改善の必要性の高いブロック塀等については、所有者に対して補助制度の案内や改善に向けた働きかけ等を行う。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 <input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	
		定期報告の件数	目標	38,377	39,615	44,649	41,256
			実績	34,886	36,502	37,579	37,536
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		32,620千円	32,576千円	69,990千円	95,567千円
		支出済額		27,749千円	27,551千円	57,232千円	78,156千円
		繰越額					
		差▲引		4,871千円	5,025千円	12,758千円	17,411千円
		執行率(%)		85%	85%	82%	82%
人 件 費		一般職職員		1.9人	1.9人	3.9人	3.9人
		再任用職員		0.2人	0.2人	0.0人	0.0人
	概算人件費		17,659千円	17,650千円	34,262千円	34,410千円	
総事業費		45,408千円	45,201千円	91,494千円	112,566千円		
増▲減		—	▲207千円	46,292千円	21,072千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	定期報告制度は建築基準法で義務付けられた制度であり、事業を継続する必要がある。 空家等の改善指導は、空家法の制定以降、管理不全な空家に関する市民からの相談、及び、これに伴う空家の所有者等への指導件数が急増しているため、的確かつ効率的に改善指導を行うことが不可欠である。 通学路沿いの民間ブロック塀等の改善に向けた取組は、市民の安全確保を目的としており、市から所有者へ働きかけを行い、改善を促していく必要がある。					
	事業目的に 対する 有効性	定期報告制度は、不特定多数の人が利用する建築物等を適法な状態に保ち建築物等の安全性を確保し、安心安全なまちづくりの推進に寄与している。管理台帳をデータベース化していることから、既存建築物の情報としての有用性も高く、事件・事故対応での緊急点検等に活用している。 空家等の現地調査及び所有者調査の専門家への委託は、老朽化の進行状況や危険性の的確な把握を行うとともに、所有者を確実かつ迅速に把握し、効率的な改善指導につなげている。所有者が不存在の空家については、相続財産管理人制度を活用することで改善に結びついている。 通学路沿いの民間ブロック塀等の改善に向けた業務委託により、建築基準法等に精通した専門家が課題のあるブロック塀等の所有者を訪問し、改善指導を行うことにより、所有者の理解と協力が得られ、改善を図っている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	定期報告書の受付業務については業務効率化の観点から外部委託し、委託業者選定にあたって指名競争入札を採用することで委託料の削減を図り、長期継続契約により委託業務の安定性や委託者の専門スキルの継続性を維持できるようにしている。 空家等の現地調査及び所有者調査を専門家に委託することで、更なる効率化を図っている。相続財産管理人制度の活用は、行政代執行に至るような重大な危険が切迫する前に早期解体が見込まれるため、行政負担が軽減され、その敷地に市場性がある場合には売却益で解体費等を賄えるため公費負担がない。また、全庁的な管理システムの導入により、庁内の関係区局との円滑な情報共有が可能となっている。 通学路沿いの民間ブロック塀等の現場確認等の業務を委託することで、約2,800件の課題のあるブロック塀等すべての所有者への改善指導を効率的に行うことができる。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 定期報告の対象等を規定する横浜市建築基準法施行細則を改正する場合には、意見公募を行うこととしている。 空家法に基づく「横浜市空家等に係る適切な管理、措置等に関する条例」(以下「条例」)の制定にあたっては、パブリックコメントを実施し(令和2年10月)、令和3年3月5日に条例を制定した。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	定期報告制度をさらに推進するため、定期報告概要書の利活用促進や他部署と連携した講習会等での「制度周知」、行政側から積極的に対象建築物を把握するための机上及び現地調査等による「報告促進」、報告で是正を要することが判明した建築物の所有者等に対して、審査結果を通知するだけでなく、必要に応じて立入調査を実施するなど、適切な「改善指導」を行い、既存建築物の安全性確保を図る。 空家等の改善指導については、専門家による現地調査委託及び所有者調査委託を継続するとともに、管理不全の空家等解消に向けた専門家派遣を本格的に実施していく。また、条例施行に伴い、応急的に危険を回避する措置等を講ずることにより、より一層の管理不全の空家等の防止・解消につなげていく。また、庁内の関係区局との連携の一層の強化を図るため、全庁的な管理システムを活用することにより、指導の強化と効率的な運用を図る。 通学路の安全確保は市民・市会から強く求められており、ブロック塀等の改善をさらに進める必要がある。また、庁内の関係部署と連携を図りながら、より効果的な改善指導を行っていく。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長 村上 まり子	係長 大橋 朱美	建築安全担当 加藤 祐美
--------------------	--------------	-------------	-----------------

令和3年度事業評価書

中期計画
関連事業

令和2年度 事業名		10 款 1 項 1 目		所管区局・課	建築局建築企画課	令和3年度 事業評価書番号		10 - 1 - 1			
		CASBEE横浜・長期優良住宅等普及促進事業				政策番号		14			
		法令等		具体的 名称	横浜市生活環境の保全等に関する条例、長期優良住宅の普及の促進に関する法律ほか						
事業 概要	実施根拠	■ 法律 ■ 条例 ■ 規則								地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造	住宅・建築物の温暖化対策の促進
		その他 □									
	事業の目的	中期計画		「CASBEE横浜(横浜市建築物環境配慮制度)」や、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定制度等の適切な運用と活用、また、断熱性・気密性に優れる省エネルギー住宅のヒートショック対策などの健康維持効果等の普及啓発により、環境配慮や省エネルギー化に配慮した建築物の普及促進を図る。							
		具体的な事業内容		・長期優良住宅・低炭素建築物の認定、CASBEE横浜(横浜市建築物環境配慮制度)による環境配慮計画の公表、建築物省エネ法に基づく認定・適合性判定・指導等 ・技術講習会の開催、市民向け・子ども向けの普及啓発							
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値						
	新築住宅のうち、より高い環境性能をもつ住宅の割合		17%(4か年平均)	14%	20%(4か年平均)						
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値						
	技術講習会等参加者数		82人/年	523人 883人(3か年)	800人(4か年)						
事業実績	備考										
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度				
		現計予算額		3,136千円	2,562千円	7,745千円					
		支出済額		1,068千円	1,817千円	6,422千円					
		繰越額		0千円	0千円	0千円					
		差▲引		2,068千円	745千円	1,323千円					
		執行率(%)		34%	71%	83%					
		人件費	一般職職員		4.0人	4.0人	4.0人				
			再任用職員								
			概算人件費		35,140千円	35,292千円	35,292千円				
総事業費			36,208千円	37,109千円	41,714千円						
増▲減		—	901千円	4,605千円							
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性		・住宅・建築物の温暖化対策は、環境負荷の低減をめざす社会的要請を受けた重要かつ喫緊の課題であり、当事業は地球温暖化対策実行計画に位置付けられている。環境配慮や省エネルギー化に配慮した建築物の普及には、建築物を設計する設計士や企業、建築主や建築物の利用者が、その必要性や効果、便益等に関する情報を得られることが重要であるため、普及啓発を実施する必要がある。 ・長期優良住宅、低炭素建築物、建築物省エネ法の認定業務等については、法令等により所管行政庁が行うことと定められている。								
	事業目的に対する有効性		・想定事業量について、技術講習会の参加数が目標を上回った。また、技術講習会アンケートでは、9割以上の参加者から「業務に活用できる内容であった」との回答を得られた。 ・指標について、想定よりも低い値となっているが、年度ごとの値では、R元年度の10%からR2年度は15%に向上している。また、より高い環境性能を持つ住宅の前提となる省エネルギー基準への適合については、新築住宅の適合率はH29年度の約41%からR2年度は約45%に向上してきており、一定の取組の成果が出てきている。								
	本事業の効率性・類似性		・CASBEE横浜については、平成17年度の導入以降、認証制度の導入や、届出対象の拡大、環境性能表示の開始など、制度の改善・見直しを行っている。普及啓発についてはHPの活用や他の環境事業を行っている部署と連携して行うなど事業の効率化を行っている。 ・認定業務については、法令等により所管行政庁が行うことと定められており、事前の技術的審査は民間の評価機関が行い、認定は本市が行うなど適切な役割分担がなされており効率性が図られている。								
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況		■ 有 □ 無 学識経験者で構成される「横浜市建築物環境配慮評価認証委員会」を設置し、横浜市建築物環境配慮制度の認証を市が行う際、評価内容の適正さ及び妥当性について、必要な意見を求めている。								
	自己評価及び事業見直しの方向性		・長期優良住宅・低炭素建築物の認定、環境配慮計画の公表、建築物省エネ法の認定・指導等を遅滞なく適切に行うことができた。 ・今般の脱炭素社会の実現に向けた取組強化の情勢を踏まえ、施策を実施する必要がある。 ・オンライン形式の講習会を開催したことに加え、他団体が実施する講習会等での情報提供を行った。 ・啓発動画を作成し省エネルギー住宅のメリットを市民向けに情報発信するとともに、小学生への環境教育も実施した。 ・今後も引き続き、制度の運用と様々な機会をとらえた効果的な普及啓発を通して、環境配慮建築物の普及促進を行う。								
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題		環境配慮や省エネルギー化に配慮した建築物の普及促進に向け、想定事業量である「技術講習会等参加者数」は3か年で合計883人となり目標値を上回った。指標である「新築住宅のうちより高い環境性能を持つ住宅の割合」の向上に向け、今後も引き続き市内技術者にとって有益な技術講習会を開催するとともに、啓発コンテンツを活用した効果的な普及促進策を検討・実施し、市民の皆様の関心と理解度の向上を目指していく。現場から求められる情報を技術講習会で提供することや、省エネルギー住宅について知識のない方にもその必要性や効果、便益等を知るきっかけを提供できるよう、啓発コンテンツを活用した普及啓発に力を入れて行っていく。									
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長		係					
			対馬 まり	横畑 友子		早川 竜太郎					

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 1 目 みなとみらい公共駐車場の債務解消	所管区局・課	建築局住宅政策課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 1 15		
事業概要	実施根拠	法令等 <input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 その他 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	みなとみらい公共駐車場の横浜市への移管に伴う負担に関する要綱、横浜市中期4か年計画2018~2021 (財政運営2)			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	公益財団法人横浜市建築助成公社が保有する「みなとみらい公共駐車場」について、その債務を解消する。					
	具体的な 事業内容	公益財団法人横浜市建築助成公社が保有する「みなとみらい公共駐車場」について、その債務である約50億円を平成27年度から計画的に償還している。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費	<input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		補助金額	目標	900,000千円	900,000千円	900,000千円	942,100千円
			実績	900,000千円	900,000千円	900,000千円	942,100千円
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		900,000千円	900,000千円	900,000千円	942,100千円
		支出済額		900,000千円	900,000千円	900,000千円	942,100千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		0千円	0千円	0千円	0千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費	4,396千円		4,393千円	4,412千円	4,412千円		
総事業費		904,396千円	904,393千円	904,412千円	946,512千円		
増▲減		—	▲3千円	19千円	42,100千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	みなとみらい公共駐車場については、本市に移管することとし、その債務を本市で計画的に負担するため、必要な経費である。					
	事業目的に 対する 有効性	計画的に債務を解消することができている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	令和2年度までの時限的措置である。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	約50億円の債務を平成27年度~令和2年度までに計画どおり償還できた(令和2年度終了事業)。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松本 光司	西村 友宏	神田 恵理

令和3年度事業評価書

中期計画
関連事業

令和2年度 事業名		10 款 1 項 1 目 建築物省エネルギー化推進事業		所管区局・課	建築局保全推進課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 1 - 1 16	
						政策番号	10	
						主な施策(事業)番号	4	
事業 概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的 名称	横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）			
		その他	■					
	中期計画	政策	地球温暖化対策・エネルギー施策の大都市モデルの創造					
		施策(事業)	公共施設等の省エネの推進、再エネ等の導入・供給拠点化、水素の利活用					
事業の目的	老朽化した設備機器による環境負荷の増大に対応するため、平成16年度から事業を開始。エネルギー消費量の削減と財政負担の縮減を図るため、民間のノウハウを活用したE S C O事業を導入し、建築物の省エネルギー化を推進する。							
具体的な 事業内容	公募による包括的な省エネルギー改修に関する提案を受け、建築部門やエネルギー部門などの学識経験者による外部委員が、客観的かつ公正に審査を行う「E S C O事業提案審査委員会」を運営し、事業者を決定する。							
事業 実績	中期4か年計 画の指標、想 定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		—						
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		公共施設へのESCO事業導入に伴う二酸化炭素削減量		17,092 t-CO2	17,569 t-CO2 52,367 t-CO2(3か年)	69,000 t-CO2(4か年)		
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		772千円	772千円	772千円		
		支出済額		147千円	703千円	147千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		625千円	69千円	625千円		
執行率(%)		19%	91%	19%				
人件費		一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人			
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人			
		概算人件費	17,570千円	17,646千円	17,646千円			
総事業費		17,717千円	18,349千円	17,793千円				
増▲減		—	632千円	▲556千円				
事業 評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	横浜市地球温暖化対策実行計画（市役所編）における自らの事務及び事業に伴う温室効果ガスやエネルギー消費量の削減に取り組むための具体的な手法として必要な事業である。						
	事業目的に 対する有効 性	本事業により施設の運営に支障をきたすことなく、エネルギー消費量の削減、環境負荷の低減及び維持管理費の縮減に貢献しており、目標を上回る成果を得ている。						
	本事業の 効率性・ 類似性	多くの事業者が公募に参加し、様々な技術提案が受けられるように提出書類の簡素化、手続きの電子化など負担を軽減し円滑に進める必要がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無		E S C O事業提案審査委員会により外部の意見を聞き、事業へ反映している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	事業者からの提案を求め、最適な事業計画を採用し、エネルギー削減量が保証されるため、建築物の省エネルギー化対策に有効な事業であることから、引き続き実施する。これまでの課題を整理、対応することで参加意欲を高め、効果的に事業を推進する必要がある。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	これまで継続的に事業を導入し、温室効果ガスの排出削減に取り組んできたが、地球温暖化対策における本市の果たすべき役割が高まっている。更なる温室効果ガスの排出削減を着実に進めるため、効率的な事業の導入が必要である。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	菅野 和広	係長	田中 博一	
						係 野澤 峻平		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		10 款 1 項 1 目 建設関連産業活性化支援事業		所管区局・課	建築局管轄企画課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 1 - 1 17
						政策番号	1
						主な施策(事業)番号	6
事業概要	実施根拠	法令等 その他	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input checked="" type="checkbox"/>	具体的 名称	建設関連産業活性化支援事業に伴うアドバイザー派遣制度要綱、建設業活性化対策助成金交付要綱		
	中期計画	政策 施策(事業)	中小企業の経営革新と経営基盤の強化 市内建設関連産業の活性化				
	事業の目的	公共投資の減少により建設部門の経営環境が大きく変わる中、平成16年度の市内建設業界では、活性化に向けた業界の再生戦略の検討を行い、再生と改革の方向を示した「建設業活性化プログラム」を取りまとめた。 横浜市としても、「専門家派遣事業」等の建設関連活性化事業を開始し、中小企業の革新的経営への取り組みを積極的にサポートすることとなった。					
	具体的な 事業内容	①建設関連の団体や企業が実施するセミナー、研究会に専門家を派遣 ②建設関連の団体や企業が行う人材確保に関する取組に対し、経費を助成					
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値	
		—		—	—	—	
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値	
		専門家派遣件数		42件/年	39件 89件(3か年)	160件(4か年)	
	備考	新型コロナウイルス感染症の影響により、建設関連就職フェアを中止とし、その代替策として建設業活性化対策助成金制度による支援を行った。 ※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。					
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		2,750千円	3,000千円	3,240千円	
		支出済額		2,243千円	2,496千円	1,737千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	
		差▲引		507千円	504千円	1,503千円	
執行率(%)		82%	83%	54%			
人件費		一般職職員	1.9人	1.9人	1.8人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	16,692千円	16,764千円	15,440千円			
総事業費		18,935千円	19,260千円	17,177千円			
増▲減		—	325千円	▲ 2,082千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	市内建設業は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響は他業種に比べ大きくないものの、民間投資の冷え込みによる先行きの工事受注に対する不安が広がっていることに加え、働き方改革の推進や、技術者・専門工等の担い手不足など、経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあるため、専門家のアドバイスによる経営改善や人材確保への支援は大いに必要とされる。					
	事業目的に対する有効性	建設業の経営基盤強化や人材確保・育成は長年の課題であり、短期的に効果が出るものではないが、多方面の専門家によるアドバイスを通じて経営効率化等を促していく必要がある。そのため、今後の経済情勢の中で、建設業としてのビジネスチャンスをつかみかきとなる本事業は有効であると考え。 また、対面で行われる就職フェアの代替措置として助成制度を導入し、コロナ禍における政策目標達成に向け効果的な支援に取り組んだ。					
	本事業の効率性・類似性	支援の対象を建設関連企業に限っているため、類似する事業は他にないが、関連性のある経済局の中小企業支援事業や雇用対策事業との連動を図ることで効率を高めることが期待できる。					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 横浜建設業協会、横浜建設業青年会及び横浜市建築設計協同組合等の業界団体との意見交換会を通じて建設業界の動向を把握している。また、制度の利用者にアンケートを実施しており、意見・要望を把握している。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	専門家派遣事業については、新型コロナウイルス感染症による社会状況の変化に柔軟に対応するため、オンラインでのセミナー等も派遣対象とした。引き続き専門家派遣の充実を図り、経営課題の解決及び専門知識・技術の習得等に向けた取組を支援する。 また、コロナ禍に対応した支援策として、新たに助成制度を導入した。今後は本助成制度により人材確保に関する取組を支援するとともに、社会情勢の変化を見据え、業務のオンライン化に関する取組も支援していく。					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	建設関連産業活性化支援事業については、政策の目標・方向性で掲げている人材確保の充実に向け、助成制度を試し、15件の交付決定があった。また、中小建設業の経営改善を図るため、技術向上や人材育成・雇用関係などをテーマに、団体及び企業に24件の専門家派遣を行った。引き続き、建設関連団体へ積極的な周知を行い、制度の利用を促進する。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				花内 洋	早川 勝久	岩田 仁希	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 2 目 都市計画図等作成費	所管区局・課	建築局都市計画課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 2 18		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	都市計画法、測量法			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	都市計画図は都市計画行政を執行するために必要不可欠なものであり、この都市計画図を作成するためには、そのベース図となる都市計画基本図(地形図)を作成する必要がある。また、地形地物等の変化に伴い、随時修正、更新を行う必要がある。そこで、これらの図面を作成し、適切に管理、更新等を行うため、本事業を開始した。					
	具体的な 事業内容	都市計画図は、都市計画の情報を示した図面であり、都市計画の立案及び事業執行のために必要不可欠なものである。また、都市計画図のベース図である都市計画基本図(地形図)は、各種行政地図情報のベース図として、市内の様々な分野で活用されている。本市では、この都市計画図及び都市計画基本図をデジタル化して管理、活用している。このうち、都市計画基本図については、都市施設の完成や開発等による地形地物の変化に伴い修正が必要となるが、単年度のコスト削減や業務量の平準化を図るために、市域を分割し、複数年かけて修正を行っている。この都市計画図及び都市計画基本図を基に、本市の都市計画策定及び都市計画情報の周知等に必要な各種地図を作成し、業務使用及び一般頒布のために印刷、販売する。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		①都市計画基本図 修正	目標	17図郭		27図郭	24図郭
			実績	17図郭		27図郭	26図郭
		②都市計画図 更新	目標		96図郭		27図郭
	実績			96図郭		27図郭	
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由		①では、市域が広大であることから8分割して都市計画基本図の修正を行っている。また、②では、平成30年度までは市域の半分の都市計画基本図を修正した翌年度に、修正した市域の半分の都市計画図を更新するというサイクルだったが、業務効率とデータ更新の即時性の観点から、令和元年度以降より前年度修正した分の都市計画図を更新するサイクルに変更した。以上の理由より、上記のような記載となっている。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		支出済額		64,703千円	54,150千円	54,150千円	51,350千円
		繰越額		52,992千円	48,039千円	57,251千円	43,331千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		11,711千円	6,111千円	△ 3,101千円	8,019千円		
執行率(%)		82%	89%	106%	84%		
人 件 費		一般職職員		3.0人	3.0人	3.0人	3.0人
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
	概算人件費		26,373千円	26,355千円	26,469千円	26,469千円	
総事業費		79,365千円	74,394千円	83,720千円	69,800千円		
増▲減		—	▲ 4,971千円	9,326千円	▲ 13,920千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	都市計画に必要不可欠なものであり、適切な都市計画行政を執行できなくなるため、業務は終了できない。またオープンデータの推進に関する指針では重点的に推進する項目として位置付けられている。					
	事業目的に 対する 有効性	各種行政地図情報のベース図として、市内の様々な分野で活用され、市民への情報提供等に利用されている。また、オープンデータでは行政が保有する非常に有用な情報として利活用の需要が一層高まっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	現状では、一連の更新作業に8箇年を要することとなるが、できる限り早期に更新できることが望ましい。財源及び人員の確保や新技術の開発による作業の高速化が行われた場合には、改めて更新サイクルの見直し等を検討していく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 都市計画審議会に諮問して決定・変更した都市計画の情報を、都市計画図に反映させている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	実施必須事業として業務手法見直し的大幅な変更が難しいが、最新技術(デジタルマルチラインセンサー)による他局の航空写真による修正や更新サイクル見直しにより、経費削減や業務円滑化等に努めている。また作成したデータのデジタル化により、他部局や大学等による検討、資料作成などに広く活用されている上、喫緊の政策課題であるオープンデータにあたっては地図の信頼性に対する社会的要請が高まっており、更新サイクルによる最新性や正確性向上の検討が求められている。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	地域計画 係
	立石 孝司	粕谷 弘幸	三枝 由人

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 3 目 公共建築物長寿命化対策事業	所管区局・課	建築局保全推進課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 3 19		
事業概要	実施根拠	法令等 □ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 ■	具体的 名称	横浜市公共施設管理基本方針			
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	平成12年度に「横浜市公共施設の長寿命化の基本方針」が策定され、平成16年11月の都市経営執行会議において、営繕部門を有しない局の建物の長寿命化に関して、建築局が一元的に執行することになりました。平成20年度には前記方針に、有効な利活用の視点を加味した「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」が策定されました。その後平成26年度に「横浜市公共施設管理基本方針」に改定され、現在に至っています。					
	具体的な 事業内容	市区庁舎や地区センターなど約860の市民利用施設の、計画的な予防保全実施。限られた予算で効果的な保全を行うため、建物や設備機器等の劣化状態を把握し、施設利用者の安全、防災・衛生上の必要性等による優先度から保全対策を実施します。また、突発修繕等についての対応を行います。					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		□ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
	保全対策工事実施 施設数	目標	130	130	130	130	
		実績	127	143	146	154	
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		3,069,224千円	3,408,163千円	3,408,818千円	3,446,200千円
		支出済額		3,001,801千円	3,200,383千円	2,985,103千円	3,249,409千円
		繰越額					
		差▲引		67,423千円	207,780千円	423,715千円	196,791千円
		執行率(%)		98%	94%	88%	94%
		人 件 費	一般職職員		16.5人	16.5人	16.5人
再任用職員			3.0人	3.0人	3.0人	3.0人	
概算人件費			159,398千円	159,335千円	160,481千円	164,892千円	
総事業費		3,161,199千円	3,359,718千円	3,145,584千円	3,414,301千円		
増▲減		—	198,519千円	▲ 214,134千円	268,718千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	適切な保全対策工事が実施されずに劣化が進行していくと、防災面等で必要な法令順守事項、利用者の安全や運営上支障のある不具合に対応できず、コンプライアンス・市民サービス低下などのリスクとなります。同時にライフサイクルコストが増大し、将来の予算負担が重くなります。					
	事業目的に 対する 有効性	限られた予算の中で、劣化の著しい施設部位等を優先的に保全対策工事を行うことにより、効率的な施設の長寿命化が図られています。					
	本事業の 効率性・ 類似性	各施設の所管局区で行っていた保全事業を、劣化調査、調査結果に基づく優先順位付け、保全対策工事の実施まで建築局に一元的に行っている事業であり、予算の効率的執行が図られています。また、施設所管局区において類似の事業はありません。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無		内部管理事業であり、技術的側面から工事の優先度判定を行っているため、積極的に外部の意見を収集してはませんが、施設管理者を通じて、市民等施設利用者の意見を業務に反映しています。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	H21年度までは、劣化調査において緊急性が高いと判断された(A判定)工事の全てを執行できていましたが、H22年度からはA判定の中でも特に緊急性が高いと判断された工事のみが執行されている状況です。 この積み残しされたA判定の工事を解消し、長寿命化対策事業の目的である「トータルコストの縮減」や「機能低下による施設運営阻害の防止」を達成させる必要があります。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	松下 由佳	松田 豊	鈴木 美緒

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 1 項 3 目 建築基準法第12条点検業務	所管区局・課	建築局保全推進課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 1 - 3 20	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 □ 条例 □ 規則 その他 □	具体的 名称	建築基準法第12条第2項及び第4項		
	事業の目的 (事業開始の 経緯)	建築基準法に定められた点検を実施する。 (平成22年度まで各局で実施していたが、効率的執行や情報の集約を目的に、平成23年度から原則建築局に一元化して実施) (平成23年度は各局予算の令達替え)				
	具体的な 事業内容	建築基準法第12条第2項及び第4項で施設管理者に義務付けられている施設の劣化状況に関する点検業務のうち、長寿命化対策事業の対象施設については原則建築局に一元化し、防火設備点検(平成30年度より実施)及び建築局独自の劣化調査と併せて実施している。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ				
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標				
		実績				
		目標				
		実績				
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額	104,733千円	221,946千円	226,057千円	180,375千円
		支出済額	104,733千円	198,151千円	198,120千円	149,809千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	0千円	23,795千円	27,937千円	30,566千円
		執行率(%)	100%	89%	88%	83%
		人 件 費	一般職職員	5.0人	5.0人	5.0人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
概算人件費	43,955千円		43,925千円	44,115千円	44,115千円	
	総事業費	148,688千円	242,076千円	242,235千円	193,924千円	
	増▲減	—	93,388千円	159千円	▲ 48,311千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性					
	事業目的に 対する 有効性					
	本事業の 効率性・ 類似性	建築基準法に基づく点検項目や点検周期等が定められているため。 なお、12条点検と併せて、建築基準法改正に伴う防火設備点検(平成30年度より実施)及び建築局独自の劣化調査を実施している。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	□ 有 ■ 無				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	引き続き、建築基準法第12条に基づく点検を実施することにより、施設を良好な状態に保っていくと共に、その結果を活用して長寿命化対策工事を効果的に実施していく。建築基準法の改正に伴い、平成30年度から『防火戸等の防火設備』についても、点検業務を効果的に実施する。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	菅野 和広	係長	中村 謙次郎	係	日下 弥寿彦

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 2 項 1 目 市営住宅指定管理者経費		所管区局・課	建築局市営住宅課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 2 - 1 21	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	公営住宅法及び住宅地区改良法に基づき建設された公営住宅・改良住宅の維持・管理					
	具体的な 事業内容	市営住宅(公営住宅及び改良住宅)の建物・設備の維持、管理及び住宅、駐車場の入居者管理等の適正な管理運営について、指定管理者を指定し、実施する。 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 □ 法令に基づく義務的経費 □ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
	住宅使用料収納率 (目標:中期計画)	目標		97.80%	-	-	-
		実績		97.88%	98.34%	98.68%	98.89%
		目標					
		実績					
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		1,433,182千円	1,481,608千円	1,326,393千円	1,355,518千円
		支出済額		1,479,676千円	1,514,910千円	1,342,738千円	1,404,516千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
差▲引		△ 46,494千円	△ 33,302千円	△ 16,345千円	△ 48,998千円		
執行率(%)		103%	102%	101%	104%		
人 件 費		一般職職員		8.1人	8.1人	8.1人	8.1人
		再任用職員		0.6人	0.6人	0.6人	0.6人
	概算人件費		74,076千円	74,035千円	74,447千円	74,447千円	
総事業費		1,553,752千円	1,588,945千円	1,417,185千円	1,478,963千円		
増▲減		—	35,193千円	▲ 171,760千円	61,778千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	低額所得者の住宅不足を緩和するため、市営住宅の供給を行う必要があり、その管理については、それまでの事業手法を見直し、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に「指定管理者制度」を平成18年度から導入している。					
	事業目的に 対する 有効性	使用料収納率の向上や新たな入居者サービスの展開など指定管理者制度の効果が現れている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	5年ごとに指定管理者の選定を行い、経費や業務内容の見直しを行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無 外部の有識者で構成する横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会による選定に基づき指定管理者は指定されている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	30年度に横浜市市営住宅等指定管理者選定評価委員会を開催し、次期指定管理者の選定を行った。3年度に第三者評価委員会を開催するなど外部意見を踏まえ、制度導入の効果が入居者サービス向上につながるよう取り組む。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	管理係
	小野 慶一	高橋 健太郎	鈴木 祥子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 2 項 1 目 市営住宅計画修繕・入退去業務等委託費	所管区局・課	建築局市営住宅課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 2 - 1 22	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等		
	事業の目的 (事業開始の経緯)	市営住宅を健康で文化的な生活を営むに足りる状態に維持管理し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する。				
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の中長期的な保全計画に基づく修繕の実施 入居者募集、収納管理業務等の実施 				
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ		
事業実績	達成指標	指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		目標				
		実績				
		目標				
		実績				
	上記の指標で定量的な設定が困難な理由					
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額	1,456,654千円	1,643,488千円	1,785,706千円	1,815,754千円
		支出済額	1,462,320千円	1,627,050千円	1,787,116千円	1,817,056千円
		繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	△ 5,666千円	16,438千円	△ 1,410千円	△ 1,302千円
		執行率(%)	100%	99%	100%	100%
		人 件 費	一般職職員	5.6人	5.6人	5.6人
再任用職員			0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
概算人件費	51,621千円		51,593千円	51,892千円	51,892千円	
総事業費		1,513,941千円	1,678,643千円	1,839,008千円	1,868,948千円	
増▲減		—	164,702千円	160,365千円	29,940千円	
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	公営住宅法に基づき、地方公共団体は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する必要がある。				
	事業目的に 対する 有効性	指定管理者制度と本業務委託を組み合わせ、市営住宅の安定した管理運営が行われている。				
	本事業の 効率性・ 類似性	外部委託の手法を採用し、効率的な業務の遂行を図っている。				
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 市営住宅の入居者公募(年2回)の際には、その具体的な基準について横浜市営住宅入居者選考審議会(学識経験者・市議員で構成)の意見を聴いて定めている。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	施設の適切な維持管理に必要な経費の予算計上を図り、安定した入居者募集を行う。				

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	管理 係
	小野 慶一	高橋 健太郎	鈴木 祥子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 2 項 1 目 市営住宅直接管理費		所管区局・課	建築局市営住宅課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 2 - 1 23	
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	市営住宅管理業務全般の円滑な実施を図る。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅入居者募集計画の作成 市営住宅使用料の収納管理 住宅管理システムの管理 財産管理 本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。 ■ 法令に基づく義務的経費 ■ 内部事務経費のみ					
事業実績	達成指標		指標名(単位)	平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
			上記の指標で定量的な設定が困難な理由				
				平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算額・執行額、事業費の推移		現計予算額	234,405千円	102,631千円	129,132千円	127,807千円
			支出済額	163,233千円	104,098千円	108,384千円	114,556千円
			繰越額	0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引	71,172千円	△ 1,467千円	20,748千円	13,251千円	
		執行率(%)	70%	101%	84%	90%	
人件費	一般職職員		7.2人	7.2人	7.2人	7.2人	
	再任用職員		0.4人	0.4人	0.4人	0.4人	
	概算人件費		65,208千円	65,170千円	65,512千円	65,512千円	
	総事業費		228,441千円	169,268千円	173,896千円	180,068千円	
		増▲減	—	▲ 59,173千円	4,629千円	6,172千円	
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性						
	事業目的に対する有効性						
	本事業の効率性・類似性 個々の業務の内容に応じて外部委託を取り入れるなど効率的に執行している。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況 □ 有 □ 無						
	自己評価及び事業見直しの方向性 指定管理や委託を中心とする市営住宅管理全般の円滑な実施を図るために必要な事業である。市営住宅管理に欠かせない住宅管理システムの整備を着実に進めるとともに、適切な財産管理による歳入の確保や経費節減等の効率的な執行を図る。						

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	管理係
	小野 慶一	高橋 健太郎	鈴木 祥子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 2 項 1 目 借上公営住宅借上費	所管区局・課	建築局市営住宅課	令和3年度 事業評価書 番号	10 - 2 - 1 24		
事業概要	実施根拠	法令等 ■ 法律 ■ 条例 ■ 規則 その他 □	具体的 名称	公営住宅法、住宅地区改良法、横浜市営住宅条例、横浜市改良住宅条例等			
	事業の目的 (事業開始の経緯)	民間土地所有者等の建設した共同住宅を市営住宅として借上げ、市営住宅ストック数を維持する。					
	具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・建物所有者との契約に基づく、賃借料の支出 ・契約期間満了住宅の再契約等の推進 					
		本事業は右記に該当するため、以降の記載を一部省略します。		<input type="checkbox"/> 法令に基づく義務的経費 <input type="checkbox"/> 内部事務経費のみ			
事業実績	達成指標	指標名(単位)		平成29年度実績	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績
		契約期間満了住宅 の再借上件数	目標	7	7	18	21
			実績	7	7	18	21
			目標				
	実績						
	上記の指標で定量的な設定が 困難な理由						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		現計予算額		4,406,178千円	4,402,648千円	4,397,969千円	4,391,583千円
		支出済額		4,395,431千円	4,390,344千円	4,382,513千円	4,363,403千円
		繰越額		0千円	0千円	0千円	0千円
		差▲引		10,747千円	12,304千円	15,456千円	28,180千円
		執行率(%)		100%	100%	100%	99%
		人 件 費	一般職職員		3.6人	3.6人	3.6人
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人	0.0人	
概算人件費			31,648千円	31,626千円	31,763千円	31,763千円	
総事業費		4,427,079千円	4,421,970千円	4,414,276千円	4,395,166千円		
増▲減		—	▲ 5,109千円	▲ 7,694千円	▲ 19,110千円		
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	借上住宅は市営住宅管理戸数の約13%を占め、市営住宅ストック数を維持するために必要な事業である。借上市営住宅の賃借料は賃貸借契約(20年等)に基づく義務的経費である。					
	事業目的に 対する 有効性	都心部(西・中・南区等)における市営住宅の供給を担っている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	賃借料額については、状況に応じ適宜見直しを行っている。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 賃借料の見直しの際には不動産鑑定を実施している。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	契約期間満了住宅の再契約を進め、市営住宅ストック数を維持するとともに、適切な経費執行を図る。					

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	管理 係
	小野 慶一	高橋 健太郎	鈴木 祥子

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		10 款 2 項 2 目 市営住宅整備事業		所管区局・課	建築局市営住宅課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 2 - 2 25	
						政策番号	22	
						主な施策(事業)番号	2	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	公営住宅法		
		その他	<input type="checkbox"/>					
	中期計画	政策	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり					
		施策(事業)	市営住宅の再生					
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 福祉対応として平成28年度までに完了したエレベーター設置工事に引き続き、さらなる長寿命化や居住性向上のための住戸内改善工事を行う。 法定耐用年限を迎える市営住宅の建替え等による再生の推進を進める。 							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 住戸内改善事業: ひかりが丘住宅での長寿命化、福祉対応等のための住戸内改善工事の実施。 建替え等による再生の推進: 市営瀬戸橋住宅の実施設計の実施。中村町住宅、洋光台住宅、岩井町住宅の基本設計の実施。 							
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
	—		—	—	—			
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
	住戸改善戸数		30戸/年	170戸 430戸(3か年)	770戸(4か年)			
備考	令和2年度の住戸改善戸数は、ひかりが丘住宅によるもの 政策22・主な施策2・想定事業量②の達成にも関連 ※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。							
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	現計予算額		2,271,618千円	2,722,908千円	2,258,879千円			
	支出済額		1,934,589千円	1,837,714千円	2,113,953千円			
	繰越額		320,322千円	0千円	0千円			
	差▲引		16,707千円	885,194千円	144,926千円			
	執行率(%)		99%	67%	94%			
	人件費	一般職員	7.0人	7.0人	8.0人			
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人			
		概算人件費	61,495千円	61,761千円	70,584千円			
	総事業費		2,316,406千円	1,899,475千円	2,184,537千円			
増▲減		—	▲ 416,931千円	285,062千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化が進み、住戸の間取りも現代生活にそぐわないものとなっている市営ひかりが丘住宅について、躯体の長寿命化対策、間取りの改修及び建具と設備の更新を主な内容とする改善工事を行う必要がある。 浴室がない等著しく居住性能が低い瀬戸橋住宅等は、法定耐用年限前に先行して優先的に再整備を行う必要がある。 昭和30、40年代に建設された市営住宅等が老朽化が進むため、財政負担の軽減や平準化、最適な配置等の検討を行い、再整備を進める必要がある。 						
	事業目的に対する有効性	<ul style="list-style-type: none"> ひかりが丘住宅の該当住棟を長寿命化させるとともに、昭和40年代に大量に建設された大規模団地の耐用年限による建替需要を分散させることも可能となるため、財政支出の平準化に寄与することができる。 著しく居住性能の低い住宅を優先的に建替えを行うことにより、入居者の利便性を向上することができる。 建替え時期の調整や長寿命化を行う市営住宅等を選定し、平準化を図ることにより、財政負担の軽減と効率的な事業執行を図ることができる。 						
	本事業の効率性・類似性	ひかりが丘住宅の住戸内改善については、厳しい財政状況により、事業開始年度である平成29年度は30戸、平成30年度は90戸しか実施できず、当初の予定戸数を実施できていない。また、令和2年度はアスベスト対応工事が必要なことが判明したため、当初予定の住戸数分の工事が実施できていない。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 事業実施にあたっては、入居者・自治会・周辺地域住民等との協議を継続的に行っている。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	ひかりが丘住宅の住戸内改善工事により、躯体の長寿命化、間取りの改修、住戸内の設備・内装等の更新が行われ、一定の効果を上げたものと考えられる。 令和2年度は、アスベスト対応工事が必要となったことから当初計画戸数(230戸)より少ない住戸数(170戸)の改善工事となったため、概ね10年間で約2,200戸の工事を実施するためには、今後は年度当たりの工事戸数を増やして、着実に事業を進めて行く必要がある。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	長寿命化対策を図るための、ひかりが丘住宅の住戸改善工事については、アスベスト対応工事が必要となったことから、当初予定していた工事戸数を実施することができていない。残りの事業期間(6年間)で年度当たりの工事戸数を増やして、着実に事業を進めて行く。 また、市営住宅の建替え等による再生については、瀬戸橋住宅においては基本設計を完了し実施設計に着手した。その他に、中村町住宅、岩井町住宅は基本設計の完了、洋光台住宅は基本設計に着手した。 引き続き、地域のまちづくりに貢献する再生を目指し、市営住宅の再生を着実に進めて行く。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係			
			寺口 達志	永田 祐介	福留 柚衣			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		10 款 2 項 3 目 住宅セーフティネット構築事業		所管区局・課	建築局住宅政策課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 2 - 3 26	
						政策番号	22	
						主な施策(事業)番号	1	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、地域優良賃貸住宅制度要綱等		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>					
		中期計画	政策	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり				
	事業の目的	施策(事業)	多様なニーズに応じた住宅の供給		高齢者や子育て世帯等、住宅の確保が困難な方に対する経済的支援や居住支援の充実等を行うことにより、多様なニーズに対応した住宅を供給し、多世代が安心して暮らせる住まいを確保していく。 ①ヨコハマ・りぶいん事業 ②高齢者向け地域優良賃貸住宅事業 ③子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業 ④住宅セーフティネット事業			
具体的な 事業内容	①入居する中堅所得者を対象に、家賃減額助成を行った。 ②認定事業者への整備費補助及び入居する低所得の高齢者世帯を対象に、家賃減額補助を行った。 ③入居する低所得の子育て世帯を対象に、家賃減額助成を行った。 ④セーフティネット住宅の登録制度及び入居する低所得者を対象に、家賃等の補助を行った。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合		3.3%	一※	3.6%		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		家賃補助付きの民間賃貸住宅の供給		2,471戸(累計)	92戸 488戸(3か年)	1,240戸(4か年)		
	備考		本事業は政策32・主な施策3にも関連する事業です。 ※本指標における高齢者人口は、令和2年国勢調査に基づく人口等基本集計(令和3年11月公表予定)を使用するため、実績は未記載					
	予算額・執行額、事業費の推移	人件費	現計予算額		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			支出済額		1,584,174千円	1,332,811千円	1,322,057千円	
			繰越額		1,428,058千円	1,239,156千円	1,238,974千円	
			繰越額		0千円	0千円	0千円	
			差▲引		156,116千円	93,655千円	83,083千円	
執行率(%)			90%	93%	94%			
一般職員			5.0人	5.0人	5.0人			
再任用職員			0.0人	0.0人	0.0人			
概算人件費			43,925千円	44,115千円	44,115千円			
総事業費		1,471,983千円	1,283,271千円	1,283,089千円				
増▲減		—	▲ 188,712千円	▲ 182千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	高齢者や子育て世帯、障害者、低額所得者等の住宅確保要配慮者の増加が今後も見込まれている。住宅確保要配慮者の居住の安定を確保するため、家賃減額補助等を実施することにより、低廉な家賃の住宅の供給が必要とされている。						
	事業目的に対する有効性	高齢者向け地域優良賃貸住宅や子育て世帯向け地域優良賃貸住宅については、入居者のほとんどが所得区分が最も低い収入状況にあり、低所得の高齢者・子育て世帯に良好な居住環境を備えた賃貸住宅の供給を実現している。 また、住宅セーフティネット事業においては、障害者や若年単身者等を含む、より広範囲の住宅確保要配慮者を対象としており、重層的な住宅セーフティネットの構築に寄与している。						
	本事業の効率性・類似性	低所得の高齢者や子育て世帯の居住の安定確保を図る家賃補助付き住宅の供給は、他にない事業である。高齢者向けの設備・仕様の整備、家賃負担の軽減には、一部公費負担を必要とするが、民間活力を活用した事業のため、直接建設・管理するよりも低いコストでの整備が可能となっている。 また、住宅セーフティネット事業については、既存の民間賃貸住宅の活用を前提とした制度のため、コストの低減や、住宅の既存ストック活用など住宅施策としての意義もある。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無						
	自己評価及び事業見直しの方向性	ヨコハマ・りぶいん、高齢者向け地域優良賃貸住宅及び子育て世帯向け地域優良賃貸住宅事業については、これまで認定した住宅に対し引き続き家賃減額助成を行う必要がある。高齢者向け地域優良賃貸住宅については、令和5年度までに新規募集を終了し、住宅セーフティネット事業への移行を図っていく。住宅セーフティネット事業については、セーフティネット住宅の供給促進に向けて、横浜市居住支援協議会と連携し、多様なニーズに対応した効果的な居住支援のあり方などを検討していく。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	多様なニーズに応じた住宅供給の取組として、高齢者等を対象とした家賃補助付き民間賃貸住宅を令和2年度新たに92戸確保した。 引き続き、家賃補助付きの民間賃貸住宅の供給を促進するため、制度の周知を行うとともに、横浜市居住支援協議会と連携し、多様なニーズに対応した効果的な居住支援のあり方などを検討していく。							
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係		
				石津 啓介	小島 類、田中 陽	堀下 茜		

令和3年度事業評価書

中期計画
関連事業

令和2年度 事業名		10款 2項 4目 マンション関連支援事業		所管区局・課	建築局住宅再生課	令和3年度 事業評価書番号	10-2-4 27	
		政策番号				22		
						主な施策(事業)番号	3	
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 □ 条例 □ 規則		具体的 名称	マンション管理適正化法、横浜市マンション専門家派遣事業要綱、横浜市マンション管理組合サポートセンター事業実施要綱、横浜市マンション・団地再生コーディネート支援事業制度要綱、横浜市マンション再生支援事業制度要綱、横浜市マンション・バリアフリー化等支援事業制度要綱		
		その他	■					
	中期計画	政策	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり					
		施策(事業)	マンション管理組合への総合的な支援					
事業の目的	管理組合の活動が適正に行われるように自治体の役割を強化するマンション管理適正化法の一部改正が令和2年6月に成立し、積極的に施策を講じていくことが求められている。日常の維持管理から再生期まで、管理組合等の活動段階に応じて切れ目なく支援を行うことにより、管理組合による適正な管理を推進する。							
具体的な 事業内容	分譲マンションの適切な管理組合運営及び維持管理が行われるよう、専門家の派遣、関係者(管理組合、住人、専門家)の交流促進、適宜・適切な情報提供等を行うことにより支援する。また、建物の老朽化や居住者の高齢化が進むマンションにおいて、課題や現状を把握するとともに、様々な再生方法や活動段階等に応じた支援を推進する。							
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
		—		—	—	—		
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
		マンション管理組合支援数		87件/年	108件 291件(3か年)	510件(4か年)		
	備考	政策21・主な施策2・想定事業量②、政策22・主な施策6・想定事業量②の達成にも関連 ※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		現計予算額		4,978千円	22,648千円	28,800千円		
		支出済額		4,465千円	27,474千円	22,914千円		
		繰越額		0千円	0千円	0千円		
		差▲引		513千円	△ 4,826千円	5,886千円		
執行率(%)		90%	121%	80%				
人件費		一般職職員	3.0人	3.0人	3.0人			
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人			
	概算人件費	26,355千円	26,469千円	26,469千円				
総事業費		30,820千円	53,943千円	49,383千円				
増▲減		—	23,123千円	▲ 4,560千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	マンション管理適正化法第5条において「国及び地方公共団体は、マンションの管理の適正化に資するため、管理組合又はマンションの区分所有者等の求めに応じ、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されているところだが、マンション管理組合だけでは課題解決が困難な場合もあるため、市が支援する必要がある。また、マンション管理適正化の推進のため、自治体の役割を明確化したマンション管理適正化法の一部改正が令和2年6月に成立し、積極的に施策を講じていくことが求められている。						
	事業目的に 対する有効 性	建物の高経年化や居住者の高齢化、ライフスタイルや価値観の多様化など、課題は複雑になっている中、専門家派遣・講習会等の開催により管理組合の知識向上を図りながら、適切な情報提供や支援を行っている。令和2年度は新型コロナ禍において管理組合と専門家による交流会の多くが中止となったが、オンラインによるセミナーや交流会を開催するなど取組を着実に継続している。						
	本事業の 効率性・ 類似性	効果的な支援の実施のために、支援メニュー、支援対象及び経費などを精査し、一層改善する余地がある。						
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		事業開始にあたり、専門的な知識を有する団体等からの提言や管理組合等へのヒアリング等により、外部からの意見を収集している。				
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	「課題を抱えていてもどこに相談すればいいのか分からない」、「何から着手すればいいのか分からない」という管理組合が、マンションの適正な維持管理の推進、マンション再生に向けた取組に進む一助となっているという点においては一定の成果を得られていると考える。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	マンション関連支援事業については、政策の目標・方向性で掲げたマンションの適正な維持管理に向け、管理組合等に対し延べ108件(令和2年度)の支援を実施した。引き続き、適正な維持管理の推進のため、実態把握等を進め、管理組合等に向けた普及啓発に取り組む必要がある。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係			
			加藤 忠義	佐藤 智宏	平野 慎太郎			

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名	10 款 2 項 4 目 民間住宅関連支援事業		所管区局・課	建築局住宅政策課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 2 - 4 28	
					政策番号	22	
					主な施策(事業)番号	5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	横浜市民間住宅あんしん入居事業要綱、横浜市高齢者住替え促進事業制度要綱、横浜市地域子育て応援マンション認定制度要綱		
		その他	■				
	中期計画	政策	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり				
		施策(事業)	住まいに関する幅広い相談への対応				
事業の目的	連帯保証人がいないことにより、民間住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者に対して協定保証会社による入居支援を行ったり、住替えを検討している高齢者を対象に住替え相談を行うことにより、一般賃貸住宅への円滑な入居を促進していく。 ①あんしん入居事業(平成16年10月～令和3年3月) ②高齢者住替え促進事業(平成18年10月～) ③横浜地域子育て応援マンション(平成20年度～)						
具体的な 事業内容	①民間の保証会社を利用した家賃保証と、協力不動産店による物件紹介の入居支援等を行い、民間賃貸住宅へ入居しやすくした。 ②住替えを検討している高齢者の相談に応じ、高齢者向け住宅や施設の情報提供を行った。 ③一定の基準の住宅性能を満たし、保育所などの地域向け子育て支援施設を併設したマンションを認定した。(こども青少年局との共管事業)						
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
	本市の施策で行う公的住宅等における子育て世帯に配慮された住宅供給戸数		6,368戸(累計)	7,275戸(累計)	8,500戸(累計)		
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
	住まいの相談件数		2,948件/年	2,670件 8,216件(3か年)	16,000件(4か年)		
事業実績	備考						
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移	現計予算額	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
		8,301千円	7,708千円	6,716千円	4,738千円		
		支出済額	7,708千円	6,716千円	4,738千円		
		繰越額	0千円	0千円	0千円		
		差▲引	593千円	1,169千円	773千円		
		執行率(%)	93%	85%	86%		
		人件費	一般職職員	1.0人	1.0人	1.0人	
			再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人	
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,823千円		
総事業費	16,493千円	15,539千円	13,561千円				
増▲減	—	▲ 954千円	▲ 1,978千円				
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	少子高齢化、単身世帯の増加などの社会情勢を背景に、人との関わりが希薄となっている現代社会において、連帯保証人を頼める人がいない人が増しており、必要不可欠である住まいを確保するためのセーフティネットとして定着した制度となっている。多種多様な住まい方が選択肢としてある現代社会において、高齢者についても様々な住宅や施設が存在しており、相談窓口はそれらの特性を踏まえた専門的な知識が必要とされるため、個々の事情にあった住替え先の情報提供を受けられる一元的な相談窓口の必要性は高い。					
	事業目的に 対する有効 性	連帯保証人がいないことから一般民間賃貸住宅への入居を断られてしまう方々に安定した居住の確保の機会を増やすことで、福祉の増進に寄与する。多種多様な高齢者向け住宅が存在しており、これらの一元的な情報提供が受けられる相談窓口として、重要な制度となっている。					
	本事業の 効率性・ 類似性	関係各局や保証会社、協力不動産店等と連携を取り、情報の共有や制度充実のための意見交換を行う必要がある。また、高齢者自身が暮らしに関わる様々な相談を持ち込んでいる健康福祉局及び区役所の福祉保健センターとの連携を強める必要がある。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 <input type="checkbox"/> 無 本市と宅地建物取引業団体、関係支援団体及び取扱保証会社をもって構成する「民間住宅あんしん入居事業連絡調整会議」により制度検討を図るほか、相談に来られた方からの要望や意見を参考にして、業務に反映させるなどの改善を図っている。					
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	横浜市民間住宅あんしん入居事業については、住宅セーフティネット制度と制度の対象者や制度内容が類似していることから、住宅セーフティネット制度へ統合し、令和2年度末で終了とした。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	現在、民間住宅関連支援事業で行っている「高齢者住替え促進事業」と横浜市居住支援協議会で開設している相談窓口の2か所ある住宅確保要配慮者に対する相談窓口については、多様化する相談内容に効率的・効果的対応が行われるよう、相談窓口の一本化を検討していく必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	石津 啓介	係長	田中 陽	係	畷川 愛美	

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		10 款 2 項 4 目 住宅施策推進事業		所管区局・課	建築局住宅政策課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 2 - 4 29
						政策番号	22
						主な施策(事業)番号	4
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input checked="" type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的な 名称	住生活基本法、空家等対策の推進に関する特別措置法等、 地方自治法第138条の4、横浜市住宅政策審議会条例、災害 救助法、災害対策基本法、公営住宅法	
		その他	<input type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり				
		施策(事業)	総合的な空家等対策の推進				
事業の目的	横浜市の総合的かつ長期的な住宅政策に関して調査・検討を行い、住生活の安定の確保及び促進に関する施策を推進する。また総合的な空家等対策の推進、及び災害時における住宅対策を迅速かつ確に実施する。これにより、市民生活の安定・向上と社会福祉の増進を図るとともに、市民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。						
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 住生活基本計画改定に向けた検討・調査 総合的な空家等対策の推進における相談体制強化や地域での空家活用方策等の検討 応急仮設住宅建設候補地データベースの更新、応急仮設住宅の供与等の迅速化に向けた検討・調査、マニュアルの整備等 地域防災力向上マンション認定制度(仮称)の導入検討 						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値	
		-		-	-	-	
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値	
		専門家による空き家相談対応件数		166件/年	356件 848件(3か年)	800件(4か年)	
	備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。					
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		15,100千円	9,698千円	21,558千円	
		支出済額		8,860千円	7,538千円	17,018千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	
		差▲引		6,240千円	2,160千円	4,540千円	
執行率(%)		59%	78%	79%			
人件費		一般職職員	2.0人	2.0人	2.0人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	17,570千円	17,646千円	17,646千円			
総事業費		26,430千円	25,184千円	34,664千円			
増▲減		-	▲ 1,246千円	9,480千円			
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	<ul style="list-style-type: none"> 働き方やライフスタイルの変化、AIやIoTといった新技術の進展、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化、少子高齢化の進行等に伴う空家増加などの社会・経済情勢の変化に的確に対応するよう、本市の住宅施策に係る調査や検討を行う必要がある。 本市は救助実施市に指定されており、発災後速やかに応急仮設住宅の建設を行うために、応急仮設住宅の供与等の迅速化に向けた検討・調査等を行う必要がある。 近年、頻発化・激甚化する自然災害を受け、災害に強いマンションの形成と、地域住民を含めた防災力の向上を図る必要がある。 					
	事業目的に対する有効性	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍を契機とした社会情勢の変化や、令和3年3月改定の住生活基本計画(全国計画)を踏まえた検討を行っており、市民生活の安定・向上等に係る効果的な施策展開に資している。 応急仮設住宅の円滑な建設に向けた予備調査や配置計画案の作成を通じて、実務想定ができています。 総合的な空家対策の基本的な取組姿勢や対策を示した、第2期横浜市空家等対策計画に基づき、「空家化の予防」「空家の流通・活用促進」「管理不全な空家の防止・解消」「空家の跡地活用」を取組の柱として、空家対策を臨機応変に進めている。 					
	本事業の効率性・類似性	<ul style="list-style-type: none"> 住宅政策審議会での意見や、社会情勢の変化を踏まえて、各種の住宅関連計画の策定・改定を行うことができています。 応急仮設住宅建設候補地データベースについては、平成21年度から実施し効率的にデータベースの蓄積がなされている。他事業との類似性はない。 総合的な空家対策については、住宅施策と建築指導行政とに整理を行い、連携しながら行っている。 					
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 住宅施策については、附属機関(住宅政策審議会)や空家等対策協議会、パブリックコメントなどを活用し、外部からの評価や意見を積極的に収集し、反映させている。					
	自己評価及び事業見直しの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 住宅施策の推進については、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化を的確に把握し、引き続き、住生活の安定の確保及び促進に関する施策を推進していく必要がある。 災害時対応住宅施策については、大規模災害に備え、応急仮設住宅用地の確保や住宅の再建や応急的な住宅から恒久的な住宅への移行が求められるため、引き続き迅速な対応に向けた事前準備を行っていく必要がある。 地域防災力向上マンション認定制度(仮称)については、制度を創設し普及促進に向けた取組を今後実施していく必要がある。 					
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	専門家による空き家相談対応件数については、令和元年11月より空家総合案内窓口を開設し、相談体制を強化したことなどから、目標を上回るペースで進んでいる。						
本資料は、公正・適正に作成しました。				課長	係長	係	
				松本 光司・石津 啓介	林 隆一・田中 陽・小島 類	齋藤 晶子・坂向 咲・小澤 竜也・末廣 大樹	

令和3年度事業評価書

令和2年度事業名		10 款 2 項 4 目 住まいに関する相談・情報提供事業		所管区局・課	建築局住宅政策課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 2 - 4 30
						政策番号	22
						主な施策(事業)番号	5
事業概要	実施根拠	法令等	<input type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則	具体的な 名称	住まいの相談推進事業実施要領		
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>				
	中期計画	政策	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり				
		施策(事業)	住まいに関する幅広い相談への対応				
事業の目的	「住まいの相談事業」は、市民が住み慣れたまちで安全に安心して生活するために、身近で気軽に住宅相談できる体制を整備することを目的に開始した。また「人にやさしい住まいづくり体験館」は、本市の住宅施策と連携し、実際に「見て」「触れて」「感じる」という体験を通して、住生活への関心を高めていくことや住まいづくりの工夫など住情報提供を行うことにより、住宅の品質向上、住宅関連知識の普及を図ることを目的に開始した。						
具体的な 事業内容	市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談が受けられるよう、民間事業者等や市民利用施設と連携して、住宅関連の相談窓口を設けている。また市民が体験を通じて住宅関連の知識を深め、住宅施策への関心を高めてもらうようハウスクエア横浜にて「人にやさしい住まいづくり体験館」を運営している。						
事業実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値	
		-		-	-	-	
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値	
		住まいの相談件数		2,948件/年	2,670件/年 8,216件(3か年)	16,000件(4か年)	
	備考		※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。				
	予算額・ 執行額、 事業費の 推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
		現計予算額		46,390千円	46,660千円	46,998千円	
		支出済額		45,923千円	46,220千円	46,710千円	
		繰越額		0千円	0千円	0千円	
		差▲引		467千円	440千円	288千円	
執行率(%)		99%	99%	99%			
人件費		一般職職員	0.5人	0.5人	0.5人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人		
	概算人件費	4,393千円	4,412千円	4,412千円			
総事業費		50,315千円	50,631千円	51,122千円			
増▲減		—	316千円	491千円			
事業評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う 必要性	本事業は、住まいに関するニーズが多様化する中で、公的な立場から公平・中立である相談窓口及び住情報提供拠点を運営するものであり、市民の住まいの悩みに寄り添う行政サービスとして必要な事業となっている。					
	事業目的に 対する有効 性	中期4か年計画に掲げる目標値は下回ったものの、相談窓口事業として、時代やニーズの変化を捉えた幅広い相談対応を行い、今後も住宅施策の各種取組とも連携して、相談事業の充実に取り組んでいく必要がある。					
	本事業の 効率性・ 類似性	相談事業について、国、県、民間事業者などの様々な取組があるものの、市民にとって身近な場所で安心して住まいに関する相談ができ、住情報にアクセスできる本取組は重要である。今後も、これらの他の相談窓口と役割分担しつつ、広報・PRをはじめ、連携・協力を深めて、取組を推進していく。					
	市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		相談窓口利用に係る相談票に基づき、その内容を参考にして業務に反映させている。			
	自己評価 及び 事業見直し の方向性	緊急事態宣言の発令により、連携する民間事業者等の相談窓口において、一部対面での相談対応を中止したことから、相談件数が伸び悩んだが、令和元年度に開設した空家の総合案内窓口や横浜市居住支援協議会相談窓口にも一定数相談が寄せられた。今後は、より多くの市民の皆様へ寄り添う相談窓口の拡充に取り組むため、民間事業者等との連携を強化し、市全域でバランスの取れた相談体制の実現を図る。					
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	住まいに関する相談・情報提供事業については、令和元年度に開設した横浜市居住支援協議会相談窓口に445件、横浜市空家の総合案内窓口には、356件の相談が寄せられた。今後も、市内7団体、8か所の相談窓口や庁内各区局と連携した広報PRの拡充などの取組を加速させる。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			松本 光司	西村 友宏	飯田 大介		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		10款 2項 4目 郊外住宅地再生支援事業		所管区局・課	建築局住宅再生課	令和3年度 事業評価書番号	10-2-4
						政策番号	31
						主な施策(事業)番号	21
							2
事業概要	実施根拠	法令等	■ 法律 ■ 条例 □ 規則	具体的 名称	横浜市環境配慮型住宅及び持続可能な住宅地整備事業者選定委員会条例、横浜市SDGs未来都市計画、南永田団地活性化支援事業実施要綱、西菅田団地総合再生支援事業実施要綱、金沢シーサイドタウン総合再生支援事業実施要綱		
	その他	■					
	中期計画	政策	コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり				
	施策(事業)	持続可能な郊外住宅地再生の推進					
事業の目的	産学公民の様々な主体と連携し、郊外住宅地の地域課題の解決に取り組むことで、持続可能な郊外住宅地やSDGs未来都市・横浜の実現を目指す。また、大規模団地(500戸以上かつ築40年以上、市内62団地)等を対象に、若年層の流入、多世代交流の促進、空き家対策、改修や建替えに合わせた地域に必要な機能誘導等の様々な視点から、再生に取り組む。						
具体的な 事業内容	(1) 持続可能な住宅地推進プロジェクト 「SDGs未来都市・横浜」の実現に向け、様々な主体と連携した持続可能な住宅地推進プロジェクトにより郊外住宅地の地域課題の解決を図ります。また、4つの個別プロジェクトの取組を深化させ、環境・経済・社会の3側面の同時解決と新たな価値の創造により、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組む。 (2) 大規模団地等の再生の推進 人口減少、少子高齢社会を迎え、建物の老朽化、コミュニティの希薄化や空室の増加など課題が多様化する中で、地域住民等の関係者や区と連携を図りながら福祉やまちづくりなど総合的な視点で大規模団地等の再生に取り組む。また、公的住宅供給団体等で発足した「よこはま団地再生コンソーシアム」では、団地が抱える課題の解決に向けて、団地の活性化、管理適正化、建替え、住替えに関して検討等を行う。						
中期4か年 計画の指 標、想定事 業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値		
	郊外部におけるまちづくりの地区数		26地区	17地区 58地区(3か年)	76地区(4か年)		
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値		
	持続可能な郊外住宅地推進地域における取組数		10件/年	21件 53件(3か年)	67件(4か年)		
備考	政策21・主な施策2・想定事業量②、政策22・主な施策6・想定事業量①②、政策33・主な施策1・想定事業量④の達成にも関連						
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
	現予算額		82,789千円	70,000千円	59,038千円		
	支出済額		72,064千円	53,877千円	41,194千円		
	繰越額		0千円	0千円	0千円		
	差▲引		10,725千円	16,123千円	17,844千円		
	執行率(%)		87%	77%	70%		
	人件費	一般職員	7.0人	7.0人	7.0人		
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人		
		概算人件費	61,495千円	61,761千円	61,761千円		
	総事業費		133,559千円	115,638千円	102,955千円		
増▲減		—	▲ 17,921千円	▲ 12,683千円			
本市が行う 必要性	郊外住宅地が持続可能な住宅地となるためには、建物の老朽化やコミュニティの維持、医療、子育て、介護等の課題などの解決を図る必要がある。その課題の解決には、地域、民間企業、行政等が連携して取り組む必要がある。						
事業目的に 対する有効 性	鉄道事業者や公的住宅供給団体、民間企業、さらに大学等と幅広く連携し多様な知見を活用した取組を行うことで、様々な地域課題への対処が可能となっている。						
本事業の 効率性・ 類似性	支援対象の特性や進捗段階に応じて、毎年度適切な取組や支援を実施しており、他に類似性をみない事業である。						
市民等外部 意見を聴取 する仕組みと 反映状況	■ 有 □ 無		住民に対するワークショップやヒアリング、さらに学識経験者との意見交換などにより、外部からの意見を収集している。				
自己評価 及び 事業見直し の方向性	持続可能な住宅地推進プロジェクトについては、今後取り組むべき内容を連携先と精査するとともに、これまでの取組で得た知見等をふまえ、他の郊外住宅地への活用や展開に向けた取組を検討し進めていく必要がある。大規模団地等の再生については、新たな支援団地の選定や支援メニューの検討、団地再生コンソーシアムの取組等を通じて、団地総合再生支援を進めていく必要がある。						
中期4か年計画の 目標・方向性を踏まえた 具体的な成果や課題	政策の目標・方向性で掲げた住宅地の再生・活性化に向け、持続可能な郊外住宅地推進地域(十日市場、洋光台、東急田園都市沿線、相鉄いずみ野線沿線)においては19件の取組を実施した。これまでの取組で得た知見等を活用し、他の郊外住宅地へ取組を展開していく必要がある。また、大規模団地等の再生については延べ15件の団地支援を実施した。今後も、新たな支援団地の選定や支援メニューの検討、団地再生コンソーシアムの取組等を通じて、団地総合再生支援を進めていく必要がある。						
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係		
			加藤 忠義	佐藤 智宏	平野 慎太郎		

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		10款 2項 4目 マンション建替促進事業		所管区局・課 建築局住宅再生課		令和3年度 事業評価書番号 32		10 - 2 - 4		
						政策番号 22				
						主な施策(事業)番号 3				
事業 概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	マンションの建替え等の円滑化に関する法律、横浜市マンション建替促進事業制度要綱				
		その他	<input checked="" type="checkbox"/>							
	中期計画	政策	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり							
		施策(事業)	マンション管理組合への総合的な支援							
	事業の目的	耐震性不足や管理不全など、危険性・緊急性の高い老朽マンションについて、区分所有者が合意形成を進めながら自己負担により再建するマンション建替事業に対して、建替えの合意形成等に要する費用の一部を補助し、老朽マンションの円滑な建替えを進めることで、居住者及び周辺の安全確保と良好な居住環境の整備を図る。								
	具体的な事業内容	建替事業に係る事業計画の作成、地盤調査、設計にかかる費用の一部補助や既存の分譲マンションの除却費の一部補助を行う。								
事業 実績	中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値				
		—		—	—	—				
		想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値				
		マンション管理組合支援数		87件/年	108件 291件(3か年)	510件(4か年)				
		備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接関与するため、指標の記載はしません。							
	予算額・執行額、事業費の推移			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
		現計予算額		31,000千円	52,000千円	24,520千円				
		支出済額		23,000千円	29,100千円	16,300千円				
		繰越額		0千円	2,700千円	0千円				
		差▲引		8,000千円	20,200千円	8,220千円				
執行率(%)		74%	61%	66%						
人件費		一般職職員		1.0人	1.0人	1.0人				
		再任用職員		0.0人	0.0人	0.0人				
	概算人件費		8,785千円	8,823千円	8,823千円					
総事業費		31,785千円	40,623千円	25,123千円						
増▲減		—	8,838千円	▲15,500千円						
事業 評価の 視点による 点検・ 検証・ 評価	本市が行う必要性	修繕や改修等では対応できないマンションの老朽化は、居住者だけでなく周囲に対しても、安全面や住環境面で外部不経済を発生させる恐れがある。一方、マンションの建替えは、自己負担が発生する場合も多く、管理組合や民間事業者のみでは円滑な建替えが困難な状況にある。そこで、老朽マンションの適正な建替え事業を誘導し、かつ、円滑に進め、外部不経済の予防・解消を図るため、市が支援する必要がある。なお、支援は国の交付金(優良建築物等整備事業)を活用し、自己負担で建替えを行う民間のマンション建替え事業を対象に実施する。								
	事業目的に対する有効性	年齢や経済状況の異なる居住者間では、自己負担が発生する建替え事業の合意形成が困難な状況にある。建替えおよびその合意形成に必要な調査や計画策定、設計等の費用に対し補助をすることで、合意形成の円滑化が図られる。当該事業を活用した(仮称)井土ヶ谷マンションは建替決議を経て、令和2年6月に建て替えが完了した。また、他の1物件についても、当該事業を活用し、建替えの合意形成に向けて、着実に取組を進めている。								
	本事業の効率性・類似性	本事業は、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業(共同化タイプ)などと同様の仕組みであるが、マンション建替えに特化した事業である。								
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		制度運用にあたっては、他都市やコンサルタント等へのヒアリングなども実施しながら制度化を行っている。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	現在、1件の建替え事業をモデル的に支援中である。今後は支援結果を検証し、事業の見直しを行う予定である。								
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	政策の目標・方向性で掲げた、耐震性不足など危険性・緊急性の高い老朽マンションの建替支援のため、2件の支援を実施。うち1件は令和2年6月に建替えが完了。検討中の1件については、引き続き、支援を継続する。また、適正な建替え支援のため、支援が必要となるマンションの実態把握等を進め、管理組合等に向けた普及啓発に取り組む必要がある。									

令和3年度事業評価書

令和2年度 事業名		10 款 2 項 4 目 省エネ住宅普及促進事業		所管区局・課	建築局住宅政策課	令和3年度 事業評価書番号	10 - 2 - 4 33	
						政策番号	22	
						主な施策(事業)番号	5	
事業概要	実施根拠	法令等	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則		具体的 名称	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律		
		その他	<input type="checkbox"/>					
		中期計画	政策	多様な居住ニーズに対応した住まいづくり				
		施策(事業)	住まいに関する幅広い相談への対応					
事業の目的	平成28年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、家庭部門のCO2排出量を2030年度に約4割削減する目標(2013年度比)が設定されている。本市のCO2排出量割合は家庭部門が最も多いことから、市民への普及啓発及び市内企業の技術力向上等により、「省エネ」かつ「健康」な住まいの基本となる室内温度差の少ない断熱性能の高い住宅の普及促進をすることで、住宅の温室効果ガス排出量の削減を行う。							
具体的な 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 「ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)普及促進補助」「住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助」により省エネ住宅の普及促進を実施した。 省エネ住宅相談員登録制度により、市民からの省エネ住宅に関する相談対応を実施した。 よこはま省エネルギー住宅アカデミーを実施し、市民、事業者の省エネ住宅に関する理解を深めた。 							
中期4か年計画の指標、想定事業量	指標		計画策定時	令和2年度	目標値			
	-		-	-	-			
	想定事業量		計画策定時	令和2年度	目標値			
	住まいの相談件数		2,948件/年	2,670件/年 8,216件(3か年)	16,000件(4か年)			
備考	※本事業は、政策の目標・方向性に直接寄与するため、指標の記載はしません。							
事業実績			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
	現計予算額		48,100千円	48,600千円	46,500千円			
	支出済額		46,436千円	46,109千円	44,240千円			
	繰越額		0千円	0千円	0千円			
	差▲引		1,664千円	2,491千円	2,260千円			
	執行率(%)		97%	95%	95%			
	人件費	一般職員	1.0人	1.0人	1.0人			
		再任用職員	0.0人	0.0人	0.0人			
		概算人件費	8,785千円	8,823千円	8,823千円			
	総事業費		55,221千円	54,932千円	53,063千円			
増▲減		-	▲ 289千円	▲ 1,869千円				
事業評価の視点による点検・検証・評価	本市が行う必要性	脱炭素社会の実現に向けて国全体の温室効果ガス削減量の目標値が引き上げられるなど、市内の家庭部門のCO2排出量の削減は急務である。また、国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」や「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」を踏まえ、より一層の新築・既存住宅の省エネルギー化を誘導する必要がある。						
	事業目的に対する有効性	省エネ住宅に関して理解を深めるアカデミーの開催や補助制度の実施等により、市民への普及啓発、市内企業の技術力の向上を通じ、住宅の温暖化対策を促進している。						
	本事業の効率性・類似性	市民・市内企業等、対象者に即したアカデミーを開催することで、的確で効果的な取り組みを実施している。						
	市民等外部意見を聴取する仕組みと反映状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 共創フロント等を活用し市民、企業等の意見を取り入れた取り組みを行っている。引き続き企業との協働や外部意見を聴取しアカデミーを継続実施する。						
	自己評価及び事業見直しの方向性	国全体の温室効果ガス削減量の目標値の引上げや、国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」や「横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例」を踏まえ、「住まいのエコリノベーション(省エネ改修)補助」などのこれまでの取組を拡充するとともに、より一層の脱炭素化に資する取組を検討する必要がある。						
中期4か年計画の目標・方向性を踏まえた具体的な成果や課題	省エネ住宅の普及促進については、補助制度の活用、事業者や有識者など様々な主体と連携し、市民、事業者を対象とした省エネ住宅の普及啓発を実施した。また、住宅の温室効果ガス排出量の削減の視点と併せて、ヒートショック等のリスク軽減等、「健康」、「快適」といった視点で、引き続き、より効果的な市民への普及啓発や市内企業(設計事務所・工務店等)の技術力向上について検討・実施することで、住宅の温暖化対策を推進する。							
本資料は、公正・適正に作成しました。			課長	係長	係			
			松本 光司	林 隆一	杉江 知樹			